

れいわ ねんど だい かい
令和8年度 第1回

いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいぜんたいかい
茨木市障害者地域自立支援協議会全体会

◇日時 にちじ れいわ ねん がつ にち もく ご ご じ ぶん
令和8年7月16日(木) 午後1時30分から

◇場所 ばしよ いばらきしやくしよごうどうちやうしゃ かいかいぎしつ
茨木市役所合同庁舎6階会議室

かい かい
開 会

ぎ だい
議 題

ぎだい
議題1 れいわ ねんどきょうぎかいとりくみほうこく れいわ ねんどけいかく
令和7年度協議会取組報告と令和8年度計画について

ぎだい
議題2 れいわ ねんどしょうがいしゃそうだんしえんじぎょうじっせきほうこくおよ れいわ ねんどじぎょうけいかく
令和7年度障害者相談支援事業実績報告及び令和8年度事業計画について

ぎだい
議題3 いばらきし しょうがいしゃそうだんしえんたいせいおよ そうだんしえんじっしきょう
茨木市における障害者相談支援体制及び相談支援実施状況について

ぎだい
議題4 かしょう しょうがいふくしけいかく だい き しょうがいふくしけいかく だい き さくてい かか いけんとうしんけんとう
(仮称)障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)策定に係る意見答申検討

いいんかい
委員会について

ぎだい
議題5 た
その他

へい かい
閉 会

いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
茨木市障害者地域自立支援協議会

ぎだい
議題1

れいわ ねんどうきょうぎかいとりくみほうこく れいわ ねんどけいかく
令和7年度協議会取組報告と令和8年度計画について

はっぴょうしゃ かくぶかい プロジェクトチームたんとうしゃ
発表者:各部会・PT担当者

P3~32

ぎだい
議題2

れいわ ねんどうしょうがいしゃそうだんしえんじぎょうじっせきほうこくおよ れいわ ねんどじぎょうけいかく
令和7年度障害者相談支援事業実績報告及び令和8年度事業計画について

P33~47

ぎだい
議題3

いばらきし しょうがいしゃそうだんしえんたいせいおよ そくだんしえんじっし
茨木市における障害者相談支援体制及び相談支援実施
じょうきょう
状況について

はっぴょうしゃ しょうがいふくしか
発表者:障害福祉課

P49~62

ぎだい
議題4

かしょう しょうがいふくしけいかく だい き しょうがいふくしけいかく だい き さくてい かか いけんとうしん
(仮称)障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)策定に係る意見答申
けんとういいんかい
検討委員会について

はっぴょうしゃ しょうがいふくしか
発表者:障害福祉課

P63~68

ぎだい
議題5

た
その他

P69

いばらきししょうがいしゃち いきじりつしえんきょうぎかいほうしん
茨木市障害者地域自立支援協議会方針

もく てき 目 的	しょうがい ひと ひと みと あ ちいき 障害のある人もない人も、ともに認め合い、ささえあう地域づくり
こうどうほうしん 行動方針	しょうがい ひと しえん にな かんけいしゃ ぎょうせい しみん ちいきぜんたい 障害のある人をはじめ、支援を担う関係者、行政、市民、地域全体で かんが こうどう 考え、行動します。
じっ せん 実 践	しょうがい ひと ちいき く うえ ちいき かいけつ かだい 障害のある人が地域で暮らしていく上での地域の解決すべき課題に と く きぼう せいかつ さんか 取り組み、希望する生活をおくることができるよう、参加するメンバーそ れぞれが持つ強みや情報、ネットワークを持ち寄り、生かします。

おも かつどうほうしん
主な活動方針

- しょうがい ひと みずか く なか こま きぼう く ひつよう
1 障害のある人たち自らが、暮らしの中の困りごとや、希望する暮らしに必要なこと
いけん かんが だ あ かつどう い
について、意見や考えを出し合い、活動に生かします。
- しょうがい ひと ひつよう しゃかいしげん おす そうだんしえん しつ たか
2 障害のある人と必要な社会資源を結びつける「相談支援」の質を高めめます。また、
しえん げんば せいかつじょう かだい ほ お かいけつ みちすじ かんが
支援の現場から生活上の課題を掘り起こし、解決への道筋を考えます。
- しみん しえん かんけいしゃ ふくし かん じょうほう た ひつよう じょうほう ほっしん
3 市民・支援関係者に、福祉に関する情報やその他必要な情報をわかりやすく発信
しょうがい かん りかい ひろ
します。また、障害に関する理解を広げます。
- しょうがい ひと はたら おも じつげん かんきょう と く
4 障害のある人が働きたいという思いを実現できる環境づくりに取り組みます。
- ちょうきにゆういん にゆうしょせつ せいかつ ちいき もど ちいき す つづ
5 長期入院や入所施設での生活から地域に戻り、地域に住み続けることができるよ
しえん とりくみ
うに支援する取組をします。
- しょうがい かぞく く ちいき とりくみ おこな
6 障害のある子どもとその家族が暮らしやすい地域をつくるための取組を行います。
- し ぜんさいがい お とし しょうがい ひと いのち まも じゅんび こうどう とりくみ
7 自然災害が起きた時に、障害のある人が命を守る準備・行動ができるための取組
おこな
を行います。
- しょうがい ひと こうれいか じゅうどか かいご にな かぞく こうれいかとう かぞく
8 障害のある人の高齢化・重度化、介護を担っている家族の高齢化等による家族の
へんか みす ちいきせいかつしえん し く かんが
変化を見据えた地域生活支援の仕組みを考えます。
- ふくし いりよう きょういく ぎょうせい かくぶんや はってん
9 福祉・医療・教育・行政などの各分野のネットワークをつくり、そのつながりを発展さ
せします。

ぎだい 議題Ⅰ

れいわ ねん どきょうぎかいとりくみほうこく 令和7年度協議会取組報告と

れいわ ねん どけいかく 令和8年度計画について

(1) そうだん し えん ぶ かい
相談支援部会

(2) しゅうろう し えん ぶ かい
就労支援部会

(3) しょうがいとう じ しゃ ぶ かい
障害当事者部会

(4) ち い き い こう ち い き て い ち ゃ く ぶ かい
地域移行・地域定着部会

(5) し えん ぶ かい
こども支援部会

(6) ち い き せ い か つ し えん き ょ て ん とう プ ロ ジ ェ ク ト チ ー ム
地域生活支援拠点等 P T

そうだんし えん ぶ かい れい わ ねん ど ふ か え
相談支援部会 令和7年度を振り返って

きにゅうしゃしよぞく そうだんし えん
記入者所属:相談支援センターひまわり

ねんけいかくもくひょう けいかくきかん れい わ ねん がつ れい わ ねん がつ ねんけいかく
3年計画目標(計画期間:令和7年4月~令和10年3月)〈3年計画〉

ち い き か だ い ちゅうしゅつ かいけつ む とりくみ
【地域課題の抽出・解決に向けた取組

そうだんいんぜんたい いばらきし そうだんし えん しつ こうじょう
相談員全体のスキルアップ・茨木市の相談支援の質の向上】

れい わ ねん ど とりくみ じっしきかん れい わ ねん がつ れい わ ねん がつ ねんめ ねんけいかく
令和7年度の取組(実施期間:令和7年4月~令和8年3月)【1年目/3年計画】

さんかきかん 参加機関 (れい わ ねん ど (令和7年度))	いばらきし ないぜんそうだんし えん じぎょうしょ 茨木市内全相談支援事業所 きかんそうだんし えん ふくし そうごう そうだん か 基幹相談支援センター(福祉総合相談課) しょうがいふくし か はったつし えん か 障害福祉課 発達支援課
ねんかんけいかくもくひょう 年間計画目標 (たんねん (単年) (れい わ ねん ねん (令和7年~8年))	(ねんめ ざちょう そうだんし えん (1年目)(座長 相談支援センターひまわり) ① ぜんねん ど ちゅうしゅつ ちい き か だ い せいり かいけつ む ① 前年度に抽出された地域課題の整理、解決に向けての とりくみ 取組 ② ちい き か だ い ちゅうしゅつ こべつ じれい あき ちい き か だ い ② 地域課題抽出:個別事例から明らかになった地域課題 きょうゆう を共有できる ③ けんしゅう じっし せいど かい てい ないよう まな くに どうこう あ ③ 研修の実施:制度改定の内容を学ぶ、国の動向に合わせ ちしき ふか て知識を深める ねんめ ねんめ ちゅうしゅつ ちい き か だ い かいけつ む とりく 2年目~3年目 抽出された地域課題の解決に向けて取組 しんちよく きょうゆう あら ちい き か だ い ちゅうしゅつ けいぞく おこな み進捗を共有し、新たな地域課題抽出も継続して行う。
れい わ ねん ど もくひょう 令和7年度の目標 たっせい お じっせん 達成に向けて実践 こうもく する項目	① じれい けんとう とお かく そうだん いん ① グループワーク、事例検討を通し各相談員 かか なや か だ い きょうゆう こべつ か だ い が抱える悩みや課題を共有し、個別課題 ちい き か だ い ちゅうしゅつ つな から地域課題の抽出に繋げる。 ② そうだんし えん ひつよう ちしき ふか ② 相談支援に必要な知識を深めるために けんしゅう おこな 研修を行う。 ③ しゃかい しげんとう そうだんし えん ひつよう じょうほう ていきょう ③ 社会資源等、相談支援に必要な情報提供 きょうゆう おこな および共有を行う。
	い ち ぶ た っ せい 一部達成 た っ せい 達成 た っ せい 達成

(1) 取組の内容・成果

- ・令和7年度は計7回部会を開催。相談員同士の連携の機会を持つことができた。
- ・グループごとの事例検討を3回実施。グループに分かれることで、相談員それぞれが話し合いたいテーマについて相談し合うことができた。
- ・目標①は未達成。前年度抽出された課題については自立支援協議会事務局にて課題の整理、解決に向けての取組を整理中であるため、相談支援部会として取り組む機会がなかった。
- ・目標②も未達成。個別課題についてはそれぞれの相談員が抱えるケースについて検討することができたが、地域課題抽出には至らなかった。更なる個別課題の積み上げ、分析が必要な状況である。
- ・研修については、前年度に引き続き訪問看護協会に協力いただき、2回行うことができた。それぞれ医療的ケア、アンガーマネジメントについて学び、通常の業務に活かせる知識の習得をすることができた。

(2) 令和8年度に向けて

- ① 令和7年度の年間計画目標に変更なし(計画期間中)
 - ② 令和7年度の年間計画目標に変更あり(計画期間中)
 - ③ 計画期間終了年
- (①)

令和8年度 相談支援部会の活動計画

記入者所属: 慶徳会障がい者相談支援センター

3年計画目標 (計画期間: 令和7年4月～令和10年3月) < 1年・2年・3年 >

【 地域課題の抽出・解決に向けた取組

相談員全体のスキルアップ・茨木市の相談支援の質の向上 】

計画策定: 令和7年4月

令和8年度の計画 (実施期間: 令和8年4月～令和9年3月) 2年目/3年計画】

参加機関 (令和8年度)	茨木市内全相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達支援課、障害福祉課
3年計画目標を 定めた根拠 (課題とした根拠と 目標達成後のイメージ)	<地域課題の抽出・解決に向けた取組> 相談支援部会では、相談支援の立場から自立支援協議会の目的である「障害のある人が地域で暮らしていく上での地域課題やニーズの抽出」に対して、個別事例から「地域のみながどんなことに困っているか」を抽出する事例検討の仕組みが整っておらず、今後も引き続き、取組が必要である。 上記の取組をすすめることで、相談支援部会によって抽出された課題を各関係機関が主体となって解決に向けて取組むことで「支えあう地域づくり」をみんなにとって良いやり方で促進することが期待できる。 <相談員のスキルアップ・茨木市相談支援の質の向上> 相談員は常に相談援助技術がよくなるように努力するべきであり、新しい情報を得たり、知識を深めたりすることが必要である。支援の実践に活かせる知識を、事例検討から得るだ

	けでなく、研修等も交え、相談員のスキルアップを図っていく。
ねんかんけいかくもくひょう 年間計画目標 たんねん (単年) れいわ ねん ねん (令和7年～8年)	(1年目～3年目) ねんめざちやう そうだんしえん (1年目座長:相談支援センターひまわり) ① ぜんねんど ちゆうしゆつ ちいきかだい せいり かいけつ お とりくみ 前年度に抽出された地域課題の整理、解決に向けての取組 ② ちいきかだいちゆうしゆつ こべつじれい あき ちいきかだい 地域課題抽出:個別事例から明らかになった地域課題を きやうゆう 共有できる ③ けんしゆう じっし せいどかいてい ないよう まな くに どうこう あ 研修の実施:制度改定の内容を学ぶ、国の動向に合わせて ちしき ふか 知識を深める (2年目座長:慶徳会障がい者相談支援センター) ① きほんかつどう まいかいじれいけんとう じっし ちいきかだい 基本活動として、毎回事例検討を実施することとし、地域課題 ちゆうしゆつ そうだんしん そうほう たいせつ じれい の抽出と相談員のスキルアップの双方を大切にしたい事例 けんとう じっし 検討を実施していく ② かみはんき じれいけんとうけっか あつ 上半期に事例検討結果を集めるデータベースをつくり、 しもはんき あつ ちいきかだい ちゆうしゆつ ていれいかいとう 下半期には集まったデータから地域課題を抽出し、定例会等 ちいきかだい しめ し く せいび に地域課題として示せる仕組みを整備する ③ じれいけんとうけっか ちくせきじやうきやう がいよう ていれいかい ほうこく 事例検討結果の蓄積状況と概要を定例会へ報告する ④ けんしゆう かいていどじっし そうだんしえんじゆうじしゃ はか 研修を2回程度実施し相談支援従事者のスキルアップを図る 3年目 ① れいわ ねんど つく しくみ かいぜん あんてい 令和8年度に作った仕組みを改善し安定させる ② じれいけんとう けっか もと ちいきかだい ていれいかい しめ 事例検討の結果に基づいた地域課題を定例会に示す ③ とりくみかのう ちいきかだい たい とりくみ じっし 取組可能な地域課題に対しては取組を実施する ④ ちゆうしゆつ ちいきかだい れいわ ねんどじりつしえんきやうぎかい 抽出した地域課題は令和10年度自立支援協議会において かんけいきかん きやうどうどう かだいかいけつ め ざ ねんど 関係機関の協働等により課題解決を目指せるように年度 けいかく かつどう も こ じやうたい め ざ 計画に活動を盛り込める状態を目指す

(1) れいわ ねんど もくひやうたっせい む じっせん こうもく 令和8年度の目標達成に向けて実践する項目

- ① じれいけんとう そうだんしえんじゆうじしゃ こべつしえんけいかく しえん
事例検討では相談支援従事者が個別支援計画におけるチーム支援によっても
かいけつ むずか かだい み しょうがいしゃ きやうゆう
解決が難しかった課題や満たせなかった障害者のニーズを共有し、

- ア、本人を中心にして、支援の在り方に着眼し、検討を通じた「本人へのより良い支援」や、相談支援従事者の「技術向上」を目的としたもの
- イ、環境を対象として、社会資源や社会障壁に着眼し、その検証等より「環境側の課題や改善するべき点」「地域の社会資源の効果的な活用事例」を発見・共有し、社会資源の改善・開発を通じて「障害者が暮らしやすい地域づくり」へ繋げることを目的としたもの

ア、イ、それぞれの目的にあった検討の視点や手法が必要であることから、円滑で効果的な事例検討の実施に向けて、主任相談支援専門員の協力を要請。なお、事例検討にあたっては情報管理における秘密保持の徹底と事例提供者の心理的安全性の配慮を基本とする。

- ② 事例検討結果の蓄積や地域課題の抽出の仕組みは、市（基幹相談支援センター）が中心になって整備する。
- ③ ②で蓄積した事例検討結果については、定例会へ提示する。
- ④ 道路交通法が改正され、令和8年4月に運用開始された自転車における交通安全について、正しく理解し、ご利用者へ周知することができるよう研修会を実施予定。また、令和6年度、7年度に研修依頼し研修を行った訪問看護協会へ今年度も講師依頼し、医療との連携について研鑽を深める研修を行う

(2) 想定される課題や困難

- ① 事例提出者の抵抗感や不安をやわらげ、事務負担についても趣旨にかなう必要最小限となるよう工夫をする。
- ② 事例検討結果の蓄積や地域課題の抽出には、普遍性、網羅性の高い国際生活機能分類（ICF）の活用を検討しているが、ICFについては基礎学習が必要である。
- ③ 事例検討結果の蓄積から地域課題を抽出するプロセスや視点については、他の自治体においても成功事例が少なく、工夫や試行錯誤を要すると考えられる。
- ④ 研修について、講義形式で話を聞くだけでなく、具体的に相談支援を行う現場

での必要な情報を得るため、グループワーク形式で意見を出すように工夫する。

(3) 活動にあたり、自立支援協議会の中で意見や助言を聞きたいこと

(4) その他自由記述

将来的に、相談支援部会から提示する地域課題を、自立支援協議会で「解決に向けて地域みんなが協力して取り組む」ことができるように、情報共有を行っていききたい。

◆年間予定(令和8年度)

4月	あいさつ、今年度の企画共有	10月	
5月		11月	事例検討
6月	道路交通法(自転車)研修	12月	
7月		1月	事例検討
8月	事例検討	2月	訪問看護研修
9月	事例検討	3月	事例検討(後追い)、振り返り

就労支援部会 令和7年度を振り返って

記入者所属:茨木市立障害者就労支援センターかしの木園

1年計画目標(計画期間:令和7年4月～令和8年3月)〈1年計画〉

【企業間ネットワークの構築と障がい者の理解促進のために活動する】

令和7年度の取組(実施期間:令和7年4月～令和8年3月)【1年目/1年計画】

参加機関 (令和7年度)	ハローワーク茨木、茨木・摂津障害者就業・生活支援センター、茨木支援学校、とりかい高等支援学校、就労支援センターオンワーク、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園、いばらき自立支援センターぽぽんがぽん(相談支援)、商工労政課、障害福祉課、福祉総合相談課	
年間計画目標 (単年)	(1年目) (座長)茨木市立障害者就労支援センターかしの木園 企業との意見交換を実施することで障害の理解を深めてもらう。また、企業が障害者雇用において困っていることや悩み事を教育機関、福祉機関などと共有し、相互の連携を深める。	
令和7年度の目標	①企業支援セミナーの実施	達成
達成に向けて実践	②就労選択支援事業についての情報交換	達成
行う項目	③とりかい高等支援学校にて研修の実施	達成

(1) 取組の内容・成果

①企業支援セミナーの実施

沢山の意見交換が行われ、企業間での情報共有の場になった。福祉機関も参加し、企業が障害者雇用に取り組む理念などに触れ、相互理解の場になった。

②就労選択支援事業についての情報交換

せいどうんよう はじ てさぐ じょうきょうか なか せいど しゅし ただ りかい よ せいど
制度運用が始まり、手探りの状況下の中、制度の趣旨を正しく理解し、より良い制度
うんよう せいど とくちょう い ちい き さいこうちく ひつよう かん
運用と、制度の特徴を活かし地域ネットワークの再構築が必要と感じた。

③とりかい 高等支援学校にて研修の実施

きょういくかん ふくしきかん いけんこうかん おこな こと そうご れんけい あ かた かんが こと
教育機関、福祉機関との意見交換を行う事で相互の連携の在り方を考える事が
でき
出来た。

(2) れいわ ねんど む 令和8年度に向けて

① れいわ ねんど ねんかんけいかくもくひょう へんこう けいかくきかんちゅう
令和7年度の年間計画目標に変更なし(計画期間中)

② れいわ ねんど ねんかんけいかくもくひょう へんこう けいかくきかんちゅう
令和7年度の年間計画目標に変更あり(計画期間中)

③ けいかくきかんしゅうりょうどし
計画期間終了年

→ (③)

こようしえん けいぞく ・雇用支援セミナーの継続

きぎょう いけんこうかん じっし しょうがい りかい ふか きぎょう こま
企業との意見交換を実施することで障害の理解を深め、また、企業が困っていること
など福祉機関などと共有し、相互の連携を深める。

しゅうろうせんたくしえんれんらくかい かいさい ・就労選択支援連絡会の開催

れんらくかい とお よ せいどうんよう ちい き かつせい か め ざ
連絡会を通して、より良い制度運用と地域ネットワークの活性化を目指す。

ちい きかだい みなお ・地域課題の見直し

ぶかいさんかくきかん かか かだいかん きょうゆう げんざい かだい じっせん
部会参画機関の抱える課題感を共有し、現在の課題にあったイベントなどの実践を
けんとう
検討する。

れいわ ねんど しゅうろうし えん ぶかい かつどうけいかく
令和8年度 就労支援部会の活動計画

きにゅうしゃしよぞく いばらきしり つしやうがいしやしゅうろうし えん き えん
記入者所属:茨木市立障害者就労支援センターかしの木園

ねんけいかくもくひよう けいかくきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ ねん ねん ねん
2年計画目標(計画期間:令和8年4月~令和10年3月)〈1年・2年・3年〉

いっぱんしゅうろう め ざ ち いき と く じっせん ち いき かだい みなお おこな
【 一般就労を目指せる地域づくりの取り組みを実践し、地域課題の見直しを行う 】

けいかくさくてい れいわ ねん がつ
計画策定:令和8年4月

れいわ ねんど けいかく じっしきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ ねんめ ねんけいかく
令和8年度の計画(実施期間:令和8年4月~令和9年3月)【1年目/2年計画】

さん かきかん 参加機関 れいわ ねんど (令和8年度)	いばらき いばらき せつしやうがいしやしゅうぎやう せいかつし えん ハローワーク茨木、茨木・摂津障害者就 業・生活支援センター、 いばらきし えんがっこう こうとうし えんがっこう しゅうろうし えん 茨木支援学校、とりかい高等支援学校、就労支援センターオンワー ク、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園、いばらき じりつ 支援センターぱぽんがぽん(相談支援)、産 業振興課、障 害 ふくしか ちいきふくしかふくしそごうそくだん 福祉課、地域福祉課福祉総合相談グループ
けいかくもくひよう 2年計画目標を さだ こんきよ 定めた根拠 (かだい こんきよ 課題とした根拠と もくひようたっせいご 目標達成後のイメー ジ)	きんねん しゃかいへんか ち いき へんか ふ いまいちど ち いき かだい 近年の社会変化、地域の変化を踏まえ、今一度、地域課題の みなお おこな こと いじやう きぎやうかん こうちく 見直し行う事で、これまで以上の企業間ネットワークの構築 しやう しゃ りかいそくしん じっせん こようきぎやう じっしゅうう と障がい者の理解促進を実践することで、雇用企業、実習受 け入れ企業が増える。また、福祉従事者等が企業文化を い きぎやう ふ ふくしじゅうじしやなど きぎやうぶんか し きぎやう あ かた りかい そうご かんが かた そうい 知り、企業の在り方を理解することで、相互の 考 え方の相違 を減らすことに繋がる。
ねんかんけいかくもくひよう 年間計画目標 (たんねん 単年)	(ねんめ) (1年目) ざちやう いばらきしり つしやうがいしやしゅうろうし えん き えん (座長)茨木市立障害者就労支援センターかしの木園 こようし えん じっし ・雇用支援セミナーの実施 きぎやう いけんこうかん じっし しやうがい りかい ふか 企業との意見交換を実施することで障害の理解を深め、ま た、企業が困っていることなど福祉機関などと共有し、相互の れんけい ふか 連携を深める。 しゅうろうせんたくし えん れんらくかい かいさい ・就労選択支援連絡会の開催 れんらくかい とお よ せいどうんよう ち いき かつせい 連絡会を通して、より良い制度運用と地域ネットワークの活性 か め ざ 化を目指す。

	ちいきかだい みなお ・地域課題の見直し ぶかいさんかくきかん かか かだいかん きょうゆう げんざい かだい 部会参画機関の抱える課題感を共有し、現在の課題にあつ たイベントなどの実践を検討する。 (2年目) きぎょうしえん じっし ・企業支援セミナーの実施 しゅうろうせんたくしえんれんらくかい けいぞく ・就労選択支援連絡会の継続 ちいきかだい みなお ・地域課題の見直し さいせいり かだいかいけつ む と く おこな 再整理した課題解決に向けた取り組みを行う。
--	--

(1) 令和8年度の目標達成に向けて実践する項目

- ① 企業支援セミナーの実施
- ② 就労選択支援事業についての情報交換
- ③ 地域課題の見直し

(2) 想定される課題や困難

- ・特にありません。

(3) 活動にあたり、自立支援協議会の中で意見や助言を聞きたいこと

- ・特にありません。

(4) その他自由記述

◆年間予定(令和8年度)

4月	定例会議	10月	定例会議、とりかい校研修
5月	事務局会議	11月	事務局会議、セミナーの実施
6月	定例会議 しゅうろうせんたくしえんれんらくかい 就労選択支援連絡会	12月	定例会議
7月	事務局会議	1月	事務局会議
8月	定例会議	2月	定例会議
9月	事務局会議	3月	事務局会議

しょうがいとうじしゃぶかい れいわ ねん ど ふ かえ
障害当事者部会 令和7年度を振り返って

きにゅうしゃしよぞく
 記入者所属:ほくせつ24

ねんけいかくもくひょう けいかくきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ ねん ねん ねん
 2年計画目標(計画期間:令和7年4月~令和9年3月) < 1年 ・ **2年** ・ 3年 >

しょうがい かた みずか く なか こま きぼう く
 【障害のある方たち 自らが、暮らしの中の困りごとや、希望する暮らしに

ひつよう いけん かんが だ あ かつどう い
 必要なことについて、意見や 考 えを出し合い、活動に活かす。】

れいわ ねん ど けいかく じっしきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ ねんめ ねんめけいかく
 令和7年度の計画(実施期間:令和7年4月~令和9年3月)【1年目/2年目計画】

さんかきかん 参加機関 れいわ ねんど (令和7年度)	ほくせつ24 ふくしそごうそうだんか 福祉総合相談課	
ねんかんけいかくもくひょう 年間計画目標 (単年) れいわ ねん ねん (令和7年～9年)	(1年目)(座長:ほくせつ 24) しょうがいてうじしゃ かた あ いけん だ あ ば ふ 障害当事者が語り合い、意見を出し合える場を増やす。 (2年目)当事者部会の発信	
れいわ ねんど もくひょう 令和7年度の目標 たっせい お じっせん 達成に向けて実践す る項目	① ヘルプマークリーフレットを使っ て茨木市内の小学校を中心に 交流授業を行いたい。	たっせい 達成
	② 新たに3名の方を当事者委員に迎え入 れ、それぞれの障害について理解を深 め、活発に意見交換が行えるように努め る。	いちぶたっせい 一部達成
	③ 障害のある人にとって住みやすい街につ いて、茨木市長と意見交換がしたい。	みだっせい 未達成

(1) 取組の内容・成果

- ① ヘルプマークリーフレットを使って茨木市内の小学校を中心に交流授業を行いたい。

→今年度は、白川小学校で10月22日(水)に3年生を対象に行った福祉学習にて、部会の委員が講師をした。

障害当事者のことを小学生に知ってもらうことを目的に、当事者自身が講師として自分の体験をメインにお話した。

どういう風に話したら良かったかとか、反省もあったが、「一番困っていることは何?」ときかれたときは小学生が素直に思えて答えに困った。

小学校の先生が「小学校の低学年までに教えることによって、より定着しやすい」とおっしゃっていたのが印象に残っている。

今後とも継続していけたらと思う。

- ② -1 お互いをもっと知ろう(新部会委員)について、ご自身の半生や障害特性趣味等、会議に参加する上での留意点等をお話した。

-2 社会福祉協議会の見学・交流(10月21日)

フロアを見学し、どんな仕事をしているかを聞き、職員の皆さんと交流した。

・初めて行って緊張した。

・普段は堅い仕事をしている方たちだと思うが、いろんな話が聞けて良かった。

・職員さんの人となりを知れて身近に感じた。等

交流を通じて今後も協力・連携に生かすことができた。

-3 学習会「人権ってなに?」～さまざまな人権課題から考える～(12月23日)

人権とは?→誰もが生まれながらに持っている人間として幸せに生きる権利

→日本国憲法の話。(地方自治)

メインテーマ「障害のある人の人権」「外国人の人権・多文化共生」について、差別解消法のあらましを話していただき、事例や茨木市の取り組みを通して学習する機会となった。

-4 SNSの発信について

noteを使用し、投稿等の役割を決めて令和8年度、運用予定。

-5 令和7年度 茨木市新人職員研修の参加(1月21日)

令和7年度入職の茨木市新人職員、約68名に対し、ぽぽんがぽん相談員の講義「障害についての理解」の中で、講義の後、当事者部会委員1名に対し、新人職員7~8名で「日常の中の困りごと」「差別はなぜ生じてしまうのか?」などをテーマに、グループワークを行った。

-6 吹田市当事者会との交流について(2月24日)

自己紹介(名前・障害・普段の趣味等)/SNSの活用について/吹田市当事者会が作成した障がい児者のための防災ハンドブック完成版の紹介。

-7 茨木市人権センター×茨木市社会福祉協議会 市民人権講座 おとなの福祉

教室「障害について学ぼう」~障害があっても十人十色~(3月24日)

社協職員の研修にも位置づけられており、主な参加者は社協の職員、福祉委員・民生委員などが参加。最初の1時間を障害当事者部会委員も交えたグループワークでは、くじを引いてテーマ(最近嬉しかったこと、茨木の好きな場所等)を決めて順番に1人ずつお話しした。

講義では、菜の花の相談員が「障害のある方への接し方について」、ほくせつ24

の相談員が自立支援協議会・当事者部会について説明を行い障害への理解
促進について啓発を行った。

(2)令和8年度に向けて

- ①令和8年度の年間計画目標に変更なし(計画期間中)
- ②令和8年度の年間計画目標に変更あり(計画期間中)
- ③計画期間終了年

→ (①)

れいわ ねんど しょうがいとうじしゃぶかい かつどうけいかく
令和8年度 障害当事者部会の活動計画

きにゅうしゃしよぞく
記入者所属:ほくせつ24

ねんけいかくもくひょう けいかくきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ ねん ねん ねん
2年計画目標(計画期間:令和7年4月~令和9年3月)〈 1年・2年・3年〉

しょうがい かた みづか く なか こま きぼう く
【障害のある方たち 自らが、暮らしの中の困りごとや、希望する暮らしに

ひつよう 必要なことについて、いけん かんが だ あ かつどう い
意見を、考えを出し合い、活動に活かします。】

けいかくさくてい れいわ ねん がつ
計画策定:令和7年2月

れいわ ねんど けいかく じっしきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ ねんめ ねんめけいかく
令和8年度の計画(実施期間:令和7年4月~令和9年3月)【2年目/2年目計画】

さんかきかん 参加機関 れいわ ねんど (令和8年度)	ほくせつ24 しょうがいふくしか 障害福祉課
ねんけいかくもくひょう 2年計画目標を さだ こんきよ 定めた根拠 かだい こんきよ (課題とした根拠と もくひょうたっせいご 目標達成後のイメ ジ)	しょうがい かた みづか たいけん いけん かた ば つく 障害のある方が自らの体験や意見を語れる場を作り、 とうじしゃぶかい じりつしえんきょうぎかい とうじしゃ いけん はっしん 当事者部会や自立支援協議会へ当事者の意見を発信して いく。 とうじしゃぶかい いいんにんき ねん にんきちゅう もくひょう (当事者部会の委員任期は2年であり任期中の目標とする)
ねんかんけいかくもくひょう 年間計画目標 たんねん (単年) れいわ ねん ねん (令和7年~9年)	ねんめ ざちょう (1年目)(座長:ほくせつ 24) しょうがいとうじしゃ かた あ いけん だ あ ば ふ 障害当事者が語り合い、意見を出し合える場を増やす。 ねんめ とうじしゃぶかい はっしん (2年目)当事者部会の発信

れいわ ねんど もくひょうたっせい む じっせん こうもく
(1) 令和8年度の目標達成に向けて実践する項目

- ① ヘルプマークリーフレットをつか ひ つづ たきかん れんけい いばらきしない
しょうがっこう ちゅうしん こうりゅうじゅぎょう おこな
小学校を中心に交流授業を行いたい。
- ② とうじしゃぶかい とりくみ エスエヌエスどう はっしん
当事者部会の取組について、SNS等で発信していく。
- ③ しょうがい ひと す まち いばらきしちょう いけん こうかん
障害のある人にとって住みやすい街について、茨木市長と意見交換がしたい。

(2) 想定される課題や困難

・特にありません。

(3) 活動にあたり、自立支援協議会の中で意見や助言を聞きたいこと

◆年間予定(令和8年度)

4月	障害当事者部会	10月	障害当事者部会
5月		11月	学習会・交流授業
6月	障害当事者部会	12月	障害当事者部会
7月	事業所訪問(交流)	1月	次期委員選考
8月	障害当事者部会	2月	障害当事者部会
9月	交流授業	3月	

ち い き い こ う ち い き て い ち ゃ く ぶ か い れ い わ ね ん ど ふ か え
地域移行・地域定着部会 令和7年度を振り返って

きにゅうしゃしよぞく そうだんし えん
記入者所属:相談支援センターリーベ

ねんけいかくもくひょう けいかくきかん れ い わ ね ん が つ れ い わ ね ん が つ ねんけいかく
1年計画目標(計画期間:令和7年4月～令和8年3月)〈1年計画〉

ちようきにゆういん にゅうしよせつ せいかつ ち い き も ど ち い き す つ づ
【長期入院や入所施設での生活から地域に戻り、地域に住み続けることができるよ
うに支援する取り組みをする。】

れ い わ ね ん ど と り く み じ っ し き か ん れ い わ ね ん が つ れ い わ ね ん が つ ね ん め ねんけいかく
令和7年度の取組(実施期間:令和7年4月～令和8年3月)【1年目/1年計画】

さんかきかん 参加機関 れいわ ねんど (令和7年度)	そうだんし えん じぎょうしよ 相談支援センターリーベ、相談支援事業所あゆむ、ほくせつ 24、サンライズ、 いばらきりょうご えん いばらきほけんじよ おおさかふち いきせいしんいりょうたいせいせいびこういき 茨木療護園、茨木保健所、大阪府地域精神医療体制整備広域コーディネー ター、福祉総合相談課、茨木市社会福祉協議会、藍野花園病院、茨木病院、 あいのびょういん 藍野病院		
ねんかんけいかくもくひょう 年間計画目標 たんねん (単年)	ねんめ ざちよう そうだんし えん (1年目)(座長)相談支援センターリーベ せいしんか ○精神科チーム せいしんしやうがい たいおう ち い き ほうかつ ほうかつ はな あ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)について話し合 う「にも会議」を継続して実施し、医療機関と他職種の連携強化につなげ る。地域移行支援を進めるうえでの課題抽出、課題整理を行う。 ち い き こうし えん すす かだい いちゆうしゆつ かだい せいりり おこな る。地域移行支援を進めるうえでの課題抽出、課題整理を行う。 にゅうしよし せつ ○入所施設チーム にゅうしよし せつ とりくみ にゅうしよしや く り か い ふか ほうもん 入所施設での取組や入所者の暮らしについて理解を深めるため、訪問な ど交流する機会を検討していく。計画相談を利用していない方への導入に ついて整理していく。 こうりゆう きかい けんとう けいかくそうだん りよう かた どうにゆう と交流する機会を検討していく。計画相談を利用していない方への導入に ついて整理していく。 せいり ○両チーム共通 りよう きようつう きよじゅうし えん ほうじん れんけい しやうがい かた す せいかつ かん じようほう 居住支援法人と連携して、障害のある方の住まいや生活に関する情報 共有を行う。 きようゆう おこな 共有を行う。		
れいわ ねんど 令和7年度の もくひょうたっせい お 目標達成に向 けて実践する じっせん	せいしんかびょういん ○精神科病院チーム せいしんかびょういん いんないじようきやう たいいんし えんじようきやう ① 精神科病院のワーカーと院内状況や退院支援状況 かん じようほうきようゆう いけんこうかん おこな いりよう に関する情報共有、意見交換を行いながら医療・ ほけん ふくし れんけいきようか 保健・福祉の連携強化につなげる。		いちぶたっせい 一部達成

こうもく 項目	② 現在、地域移行、地域定着支援制度を利用しているケースや制度の利用を検討しているケースについて情報共有する。 ③ 精神障害にも対応した地域包括システム「にも包括」の構築に向けて支援機関と情報共有、事例検討などの協議(にも会議)を行い、精神障害を有する方などのニーズや地域課題の把握につなげる。	
	○入所施設チーム ① 地域連携推進会議に関する情報や地域移行の取組について共有する ② 施設入所者の計画相談導入に向けてすすめていく。 ③ 施設を訪問して入所者の日々の暮らしについて理解を深め、地域生活で想定される課題について考える。	いちぶたっせい 一部達成
	○両チーム共通 ① 地域移行制度や地域移行に取り組んだケースを報告する研修会を行う。 ② 居住支援法人と障害のある方の住まいや生活に関する情報共有を行う。 ③ グループホーム支援者と顔の見える関係づくりを行う。 ④ 地域住民、民生委員、福祉委員等に向けて障害理解を深める活動を行う。 ⑤ 社会資源情報ツールの周知、活用方法	いちぶたっせい 一部達成

(1) 取組の内容・成果

○精神科病院チーム

・精神科病院のワーカーや大阪府地域精神医療体制整備広域コーディネーターから長期入院者への退院支援や地域移行支援事業を利用しているケースの取組について共有し、病院と地域の支援機関がどのように役割分担、連携をしながら進めているか

学^{まな}んだ。また、長期^{ちやうきにゆういん}入院^{かた}している方^{ちいせいかつ}の地域^{ふあん}生活^{きも}への不安^{どう}な気持ち^{きやうゆう}等^{ほんにん}も共有^{ちゆうしん}し、本人^{しえん}中心^{あんしん}の支援^くや安心^{しゃかいしげん}して暮^{かだい}らせる社会^{かんが}資源^のの課題^{はい}について考^あえることができた。

・令和^{れいわ}7年度^{ねんど}も「にも会^{かいぎ}議^{かい}」を2回^{かい}開催^{はい}。1回^{あい}は藍^の野^{はな}花^{ぞの}園^{びやういん}病院^{せいしん}精神^{かい}科^い医^{かい}をア^いド^いバ^いイ^{ざー}ザー
に「事例^{じれい}検^{けん}討^{とう}会^{かい}」、2回^{かい}目は「地^ち域^{いき}の支^し援^{えん}機^き関^{かん}を知^しり、よ^{れん}り^{けい}い^{かん}連^{れん}携^{けい}について考^{かんが}え^る」と
いう^{ちい}テ^{いき}マ^じで、地^じ域^ぎの事^じ業^{ぎやう}所^{しよ}の紹^{しょう}介^{かい}とパ^じネ^しル^しデ^しィ^しス^しカ^しッ^しシ^しョ^しン^しを^じッ^しシ^しした。パ^じネ^しル^しデ^しィ^しス^し
カ^はッ^こシ^こン^こは^はじ^めて^の試^たみ^きで、他^た機^き関^{かん}と連^{れん}携^{けい}する^うえ^の課^かだい^{だい}題^{だい}について、医^い療^{りやう}、保^ほけん^{けん}、
福^ふ祉^{くし}の参^{さん}加^か者^{しゃ}で意^い見^{けん}交^{こう}換^{かん}を^して、連^{れん}携^{けい}強^{きやう}化^かに繋^{つな}がる^{とり}取^く組^みとな^った。

○入^に所^{ゆう}施^し設^{せつ}チー^ムム

・令和^{れいわ}7年度^{ねんど}より義^ぎ務^む化^かされ^た、入^に所^{ゆう}施^し設^{せつ}やグ^ちル^いー^きプ^{れん}ホ^いー^すム^いでの地^ち域^{いき}連^{れん}携^{けい}推^{すい}進^{しん}会^{かい}議^ぎの
実^じ施^し状^{じやう}況^{きやう}について情^{じやう}報^{ほう}共^{きやう}有^{ゆう}を^おこ^なな^な行^ちった。地^ち域^{いき}連^{れん}携^{けい}推^{すい}進^{しん}会^{かい}議^ぎでは、地^ち域^{いき}住^じ民^{みん}の参^{さん}加^かが
必^ひっ^すずである^しこ^しえ^つつ^ない^い、施^{しやう}設^{かい}内^なでの障^{かた}害^{せい}のあ^る方^しの生^し活^{くわう}を知^しら^い、交^{こう}流^{りゅう}の場^ばになる
こ^まとを^な学^{まな}んだ。

・地^ち域^{いき}生^{せい}活^{かつ}への移^い行^{こう}希^き望^{ぼう}者^{しゃ}がい^らば、計^{けい}画^{かく}相^{そう}談^{だん}に繋^{つな}げる^ため^のの話し^{はな}合^あい^の機^き会^{かい}が持^もて^た。
令和^{れいわ}7年度^{ねんど}は新^{あら}たに計^{けい}画^{かく}相^{そう}談^{だん}を導^{どう}入^{にゅう}して地^ち域^{いき}移^い行^{こう}を希^き望^{ぼう}する^きケ^いス^{ぼう}はな^かった
が、今^{こん}後^ごも情^{じやう}報^{ほう}共^{きやう}有^{ゆう}する^{なか}中^{そう}で相^{そう}談^{だん}を^して^いく。

○両^{りやう}チー^{きやう}ム^{つう}共^こ通^{つう}

・社^{しゃ}会^{かい}資^し源^{げん}情^{じやう}報^{ほう}ツ^ちー^いル^い「地^ち域^{いき}移^い行^{こう}支^し援^{えん}ガ^さイ^っド^{せい}」の冊^{せいしん}子^んを^に作^{さつ}成^せ、精^{せい}神^{しん}科^か病^{びやう}院^{いん}や入^に所^{ゆう}施^し設^{せつ}、そ^の他^た関^{かん}係^{けい}機^き関^{かん}に配^{はい}布^ふし、地^ち域^{いき}移^い行^{こう}支^し援^{えん}の取^と組^{くみ}へ^の活^{かつ}用^{よう}を^{ひろ}げ^てい^る。

・居^き住^{じゅう}政^{せい}策^{さく}課^か、居^き住^{じゅう}支^し援^{えん}法^{ほう}人^{じん}N^{エヌ}フ^じィ^じー^じルド^{より}事^じ業^{ぎやう}の説^{せつ}明^{めい}を^うけ^る機^き会^{かい}を^{もう}設^{しょう}け^い、障^{しょう}害^{がい}の
あ^る方^{かた}の住^すま^いの情^{じやう}報^{ほう}やサ^{たい}ポ^{せい}ー^しト^しの体^し制^{せい}について知^しる^ことが^でき^た。

・精^{せい}神^{しん}科^か病^{びやう}院^{いん}や入^に所^{ゆう}施^し設^{せつ}か^らの地^ち域^{いき}移^い行^{こう}先^{さき}と^{して}グ^りー^りプ^{りやう}ホ^おー^もム^もを^りよ^うう^もと^も利^り用^{よう}する^ことも^も多^おい^ため、
令和^{れいわ}8年度^{ねんど}にはグ^{じやう}ー^{ほう}プ^{きやう}ホ^いー^{けん}ム^{こう}と^も情^{じやう}報^{ほう}共^{きやう}有^{ゆう}、意^い見^{けん}交^{こう}換^{かん}の場^ばを^{けん}検^{けん}討^{とう}して^いく。

(2) 令和^{れいわ}8年度^{ねんど}向^むけ^て

- ① 令和^{れいわ}7年度^{ねんど}の年^{ねん}間^{かん}計^{けい}画^{かく}目^{もく}標^{ひやう}に^{へん}更^{こう}更^{かい}な^し (計^{けい}画^{かく}期^き間^{かん}中^{ちゅう})
 - ② 令和^{れいわ}7年度^{ねんど}の年^{ねん}間^{かん}計^{けい}画^{かく}目^{もく}標^{ひやう}に^{へん}更^{こう}更^{かい}あ^り (計^{けい}画^{かく}期^き間^{かん}中^{ちゅう})
 - ③ 計^{けい}画^{かく}期^き間^{かん}終^{しゅう}了^{りやう}年^{どし}
- (③)

れいわ ねんど ちいきいこう ちいきていちゃくぶかい かつどうけいかく
令和8年度 地域移行・地域定着部会の活動計画

きにゅうしゃしよぞく そうだんし えんじぎょうしよ
記入者所属:相談支援事業所あゆむ

ねんけいかくもくひょう けいかくきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ
1年計画目標 (計画期間:令和8年4月～令和9年3月) < 1年 ・2年 ・3年 >

ちようきにゆういん にゅうしよしせつ せいかつ ちいき もど
【長期入院や入所施設での生活から地域に戻り、

ちいき す つづ しえん とりくみ
地域に住み続けることができるように支援する取組をする。】

けいかくさくてい れいわ ねん がつ
計画策定:令和8年4月

れいわ ねんど けいかく じっしきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ ねんめ ねんけいかく
令和8年度の計画 (実施期間:令和8年4月～令和9年3月) 【1年目/1年計画】

さんかきかん 参加機関 (れいわ ねんど (令和8年度))	そうだんし えんじぎょうしよ そうだんし えん あいのりょういくえん 相談支援事業所あゆむ、相談支援センター藍野療育園、ほくせつ 24、サンライズ、茨木療護園、茨木保健所、大阪府地域精神医療 たいせいせいびこういき しょうかいふくし か いばらきししゃかいふくしきょう 体制整備広域コーディネーター、障害福祉課、茨木市社会福祉協 ぎかい あいのはなぞのびょういん いばらきびょういん あいのびょういん ほうもんかんど 議会、藍野花園病院、茨木病院、藍野病院、すずね訪問看護リ ハビリステーション
ねんけいかくもくひょう 1年計画目標を さだ こんきよ 定めた根拠 かだい こんきよ もくひょう (課題とした根拠と目標 たっせいご 達成後のイメージ)	ちようきにゆういん しせつにゆうしよ かた ちいき もど す つづ 長期入院、施設入所している方が地域に戻り、住み続けるために かか しえんしや ちいきいこう りかい ちいき こうちく は、関わる支援者の地域移行への理解や地域のネットワーク構築 ひつよう ちいきかだい ちゅうしゅつ ひつよう しゃかいしげん ふくし など必要となるため、地域課題の抽出、必要な社会資源、福祉サ ービス等の開発・改善に繋がる取組を行う。 とう かいはつ かいぜん つな とりくみ おこな
ねんかんけいかくもくひょう 年間計画目標 (たんねん (単年))	ねんめ ざちょう そうだんし えんじぎょうしよ (1年目)(座長)相談支援事業所あゆむ せいしんか ○精神科チーム せいしんしやうがい たいおう ちいきほうかつ ほうかつ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)につ いて話し合う「にも会議」を継続して実施し、医療機関と他職種 はな あ かいぎ けいぞく じっし いりょうきかん たしよくしゅ の連携強化につなげる。 ちいきいこうしえん すす かだいちゅうしゅつ かだいせいり おこな 地域移行支援を進めるうえでの課題抽出、課題整理を行う。 にゅうしよしせつ ○入所施設チーム にゅうしよしせつ とりくみ にゅうしよしや く りかい ふか 入所施設での取組や入所者の暮らしについて理解を深めるた め、訪問など交流する機会を検討していく。 ほうもん こうりゅう きかい けんどう けいかくそうだん りょう かた どうにゅう せいり 計画相談を利用していない方への導入について整理していく。

	りょう きょうつう ○両チーム共通 ち い きせいかつし えん きよてんどう きの う ひと 地域生活支援拠点等の機能の一つである「体験の機会・場」の たいせいせいび けんどう 体制整備について検討していく。
--	---

(1) 令和8年度の目標達成に向けて実践する項目

○精神科病院チーム

- ① 精神科病院のワーカーと院内状況や退院支援状況に関する情報共有、意見交換を行いながら医療・保健・福祉の連携強化につなげる。
- ② 現在、地域移行・地域定着支援制度を利用されているケースや制度の利用を検討しているケースについて情報共有する。
- ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム「にも包括」の構築に向けて支援機関と情報共有、事例検討などの協議(にも会議)を行い、精神障害を有する方等のニーズや地域課題の把握につなげる。

○入所施設チーム

- ① 地域連携推進会議に関する情報や地域移行の取組について共有する。
- ② 一昨年度、相談支援事業所に実施した施設入所者の計画相談受け入れについてのアンケート結果も活用し、計画相談導入に向けて進めていく。
- ③ 施設を訪問して入所者の日々の暮らしについて理解を深め、地域生活で想定される課題について考える。

○両チーム共通

- ① 支援者に向けて地域移行支援制度や地域移行に取組んだケースを報告する研修会を行う。
- ② 地域移行の受け入れ側となるグループホームの支援者と顔の見える関係づくり、情報共有を行う。
- ③ 地域生活支援拠点等の機能の一つである「体験の機会・場」の体制整備について検討していく。グループホーム支援者の協力も得て、緊急時に備えて事前に体験する機会・場を持てる体制を検討していく。
- ④ 地域住民、民生委員、福祉委員等に向けて障害理解を深める活動を行う。
- ⑤ 社会資源情報ツールの周知、活用方法について検討していく。

(2) 想定される課題や困難

- ・ 地域移行を目指している方の住まい、サービスなどの支援、地域の受け入れ体制等を整えること。
- ・ 地域移行を目指している方の家族の理解を得ること。
- ・ 地域移行、地域定着については課題も多いため、部会で取り組む内容について整理すること。

(3) 活動にあたり、自立支援協議会の中で意見や助言を聞きたいこと

(4) その他自由記述

◆年間予定(令和8年度)

4月	精神科病院チーム会議 入所施設チーム会議	10月	精神科病院チーム会議 入所施設チーム会議
5月		11月	
6月		12月	
7月	精神科病院チーム会議 入所施設チーム会議	1月	精神科病院チーム会議 入所施設チーム会議
8月	「にも会議(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)第6回」開催	2月	「にも会議(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)第7回」開催
9月		3月	精神科病院チーム、入所施設チーム合同会議

こども支援部会 令和7年度を振り返って

きにゅうしゃしよぞく そうだんしえんじぎょうしよ
記入者所属:相談支援事業所ゆうあい

ねんけいかくもくひょう けいかくきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ ねんけいかく
1年計画目標(計画期間:令和7年4月～令和8年3月)〈1年計画〉

き め しえんたいせい こうちく れんけい しゅだん こ
【切れ目のない支援体制の構築のため、連携の手段として、いばらきっ子
ファイルの普及、啓発を進める。】

れいわ ねん とりくみ じっしきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ ねんけいかく
令和7年度の取組(実施期間:令和7年4月～令和8年3月)【1年計画】

さんかきかん 参加機関 れいわ ねん (令和7年度)	そうだんしえんじぎょうしよ そうだんしえん 相談支援事業所ゆうあい、相談支援センターりあん、いばら きじりつしえん き自立支援センターぽぽんがぽん、あけぼの学園、藍野療育 えん いりょうてき じどう いばらきしえんがっこう たかつき 園(医療的ケア児等コーディネーター)、茨木支援学校、高槻 しえんがっこう せつししえんがっこう いばらきほけんしよ がっこうきょういくすいしんか 支援学校、摂津支援学校、茨木保健所、学校教育推進課、 ほいくようちえんそうむか こそだ しえんか はったつしえんか 保育幼稚園総務課、子育て支援課、発達支援課	
ねんかんけいかくもくひょう 年間計画目標 たんねん (単年) れいわ ねん (令和7年度)	ねんめ ざちよう そうだんしえんじぎょうしよ (1年目)(座長)相談支援事業所ゆうあい こ ふきゅう けいはつ と く いばらきっ子ファイルの普及・啓発に取り組む。	
れいわ ねん もくひょう 令和7年度の目標 たっせい お じっせん 達成に向けて実践 する項目 こうもく	① いばらきっ子ファイル活用を促進し、関係 きかん よ れんけい こうじれい 機関とより良い連携ができるよう、好事例 しょうかい けんどう を紹介、検討していく。	たっせい 達成
	② はったつとくせい 発達特性のあるこどもの支援についての かだい はあく 課題を把握する。	たっせい 達成
	③ いりょうてき じ きょうぎ ば いりょうてき 医療的ケア児の協議の場として、医療的 じどう かつどうほうこく ケア児等コーディネーターの活動報告を きょうゆう けんしゅうかい じっし 共有、研修会を実施する。	たっせい 達成

(1) 取組の内容・成果

- ① いばらきっ子ファイルの活用の効果的な方法について全体会等で意見を伺った。部会内各機関においても周知、活用度を確認し、普及のための意識づくりを行った。いばらきっ子ファイルを活用している保護者へのアンケート結果を部会内で共有した。いばらきっ子ファイルが連携ツールの一つに出来ることや好事例を紹介する機会として事業所交流会と合同で研修の機会を持った。
- ② 発達特性のあるこどもの支援についての課題を把握するため、大阪府発達障がい者地域支援力向上事業を活用して、架空事例を用いて情報の整理を行い、課題を整理した。
- ③ 医療的ケア児支援に関して、医療的ケア児等コーディネーターの活動報告を共有し研修会を実施した。医療的ケア児等支援に関する過去の研修会等のアンケートを分析し地域課題の抽出に努めた。

(2) 令和8年度に向けて

- ① 令和8年度の年間計画目標に変更なし(計画期間中)
- ② 令和8年度の年間計画目標に変更あり(計画期間中)
- ③ 計画期間終了年
- (③)

令和8年度 こども支援部会の活動計画

記入者所属:相談支援センター「りあん」

令和8年計画目標(計画期間:令和8年4月～令和11年3月)〈1年・2年・③年〉

【ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築のため、
支援者が活用できる連携ツールを作る】

計画策定:令和8年4月

令和8年度の計画(実施期間:令和8年4月～令和11年3月)【3年計画】

参加機関 (令和8年度)	相談支援センター「りあん」、相談支援センターひまわり、いばらき 自立支援センターぽぽんがぼん、あけぼの学園、藍野療育園 (医療的ケア児等コーディネーター)、茨木支援学校、高槻支援 学校、摂津支援学校、学校教育推進課、茨木保健所、保育幼稚園 総務課、子育て支援課、発達支援課
3年計画目標を 定めた根拠 (課題とした根拠と 目標達成後のイメー ジ)	ライフステージを通じた切れ目のない、継続的で一貫性のあ る支援体制を構築するため。
年間計画目標 (令和8年～11年)	(1年目)(座長)相談支援センター「りあん」 ①支援者のための連携ツールの作成の方向性や具体的な内容を 決める。 ②教育現場における強度行動障害への対応方法や困りごとにつ いて現状を把握する。 ③医療的ケア児の理解を深める。 (2年目) ・支援者のための連携ツールのたたき台を作る。 (3年目) ・支援者のための連携ツールを完成させ、活用を始める。

(1) 令和8年度の目標達成に向けて実践する項目

- ① 支援者が活用できる連携ツールについて、新たに開発するのか、既存のハンドブックなどを下地に作成するのかなどの方向性や具体的な内容を定める。
- ② 強度行動障害をテーマに、主に教育の現場での対応方法や困りごとについて意見交換を行い、現状を把握する。
- ③ 医療的ケア児の協議の場として、医療的ケア児等コーディネーターの活動報告を共有、研修会を実施する。

(2) 想定される課題や困難

- ・連携ツールの作成にあたり、作成の方向性や内容のイメージについて、共通認識を持つこと。

(3) 活動にあたり、自立支援協議会の中で意見や助言を聞きたいこと

(4) その他自由記述

- ・今年度、最終年度となる大阪府発達障がい者支援センターアクトおおおさかの地域支援力向上事業の3年目の取組を進めていく。

◆年間予定(令和8年度)

4月	・支援教育コーディネーター連絡会 にて啓発活動 ・コアメンバー会議	10月	コアメンバー会議
5月	第1回会議	11月	第4回会議
6月	コアメンバー会議	12月	コアメンバー会議
7月	第2回会議	1月	第5回会議
8月	コアメンバー会議	2月	コアメンバー会議
9月	第3回会議	3月	第6回会議

地域生活支援拠点等 P T 令和7年度を振り返って

記入者所属:相談支援センター藍野療育園

1年計画目標(計画期間:令和7年4月~令和8年3月)〈1年計画〉

【地域生活支援拠点等の整備を通じて、多くの事業所等がつながり、地域

生活を支援する体制づくりを目指す】

令和7年度の取組(実施期間:令和7年4月~令和8年3月)【1年目/1年計画】

参加機関 (令和7年度)	障害者基幹相談支援センター(福祉総合相談課)、相談支援センター藍野療育園、相談支援センターあい・あい、障害福祉課、障害福祉センターハートフル、各会の代表者(茨木市障害福祉サービス事業所連絡会、相談支援部会、地域移行・地域定着部会 等)	
年間計画目標 (単年)	(1年目)(座長)相談支援センター藍野療育園 地域生活支援拠点等の整備を通じて、多くの事業所等が つながり、地域生活を支援する体制づくりを目指す	
令和7年度の目標 達成に向けて実践 する項目	① 地域生活支援拠点等の機能や体制を障害福祉サービス提供事業所に周知する。	達成
	② 「拠点等運用マニュアル」を基に運用につなげる働きかけを行う。	一部達成
	③ その他、本事業の運用状況について検証する。	一部達成

(1) 取組の内容・成果

・地域生活支援拠点等事業の機能や体制について、市内の障害福祉サービス提供事業所を対象に会議等の機会を利用し、本事業の周知に努めた。

- ・外部講師を招いて人材育成のための研修会を実施した。参加者からは概ね「勉強になった」等の高評価を得たが、全事業所の参加は得ておらず、今後も緊急時に対応可能な人材の育成と確保が必要である。
- ・事業所向けの「茨木市地域生活支援拠点等事業マニュアル」を作成し、本マニュアルを使用して本事業の説明会を実施した。しかし、本事業への事業所の登録が未だないため、運用状況の検証等はできていない。
- ・拠点機能の3「体験の機会・場の提供」については、他市町村の取組状況等に関して厚生労働省が提供している好事例集を参照し、近隣自治体の状況確認を行った。今後は、他市の事例等を参考にしつつ、本市において実施可能な取組・体制の構築を目指すことになった。
- ・緊急時の対象者リストは他機関と連携することで、より多くの対象者を追加することができた。リストの管理は、障害福祉課障害支援グループで行う。今後、コーディネーターが登録された際は、管理方法等の検討が必要である。
- ・緊急時や地域移行の支援ができる体制づくりのため、第2回会議から地域移行・地域定着部会の座長に本 P T の会議への参加を依頼し、連携して対応した。
- ・一般市民への地域生活支援拠点等事業の周知は、一般市民が緊急時に「どのように動けば良いか」について具体的に理解できることを目指し、支援者が知っておくべき内容とは区別して考え、周知していきたい。現時点で、一般市民向けの周知の機会は設けていないが、今後、周知やリーフレット作成等を行う際はどのような視点で周知するかを検討する必要がある。

(2) 令和8年度に向けて

令和4年度に当 P T が発足した際の目的であった、地域生活支援拠点等事業の運用や実施状況等の検証について、一定の成果を得ることができた。第3回会議後、本事業のこれからの展開については、障害福祉課内で実施することになり、本 P T は当令和7年度で終了することになった。

ぎだい 議題2

れい わ ねん ど しょうがいしゃそうだんし えん じ ぎょうじっせきほうこくおよ
令和7年度障害者相談支援事業実績報告及び
れい わ ねん ど じぎょうけいかく
令和8年度事業計画について

- (1) そうだんし えん じぎょうしょ
相談支援事業所ゆうあい
- (2) そうだんし えん
相談支援センターあい・あい
- (3) そうだんし えん じぎょうしょ
相談支援事業所あゆむ
- (4) そうだんし えん あいのりょういくえん
相談支援センター藍野療育園
- (5) そうだんし えん
相談支援センターひまわり
- (6) そうだんし えん
相談支援センター「りあん」
- (7) けいとくかいしょう しゃそうだんし えん
慶徳会障がい者相談支援センター
- (8) いばらき じりつし えん
いばらき自立支援センターぽぽんがぽん
- (9) そうだんし えん
相談支援センターリーベ

ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん ゆうあいかい 社会福祉法人 友愛会	じぎょうしよめい 事業所名	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所ゆうあい
---------------	----------------------------------	------------------	------------------------------

たんとうちいき とくちよう I 担当地域の特徴

- ① 清溪、忍頂寺、山手台地区を担当。市の北部に位置し、自然豊かな土地柄であるが、近年、開発が進んでいる。清溪、忍頂寺地区では老年人口の占める割合が年々、高くなっている。山手台地区では、古くからの住宅地では高齢化が進んでおり、新たな住宅地では年少人口の増加は横ばいになっている。
- ② 一般交通機関はバスのみで、本数も少なくなり、高齢者や障害のある方には、外出に困難がある。買物や通院等の必要な外出を支援するために、住民による取り組みが始められている地区もある。また、見守りや生活支援の一助として、お弁当作り、配達をしている地区もある。
- ③ 市街地から離れていることもあり、利用できる福祉サービス事業所が限られることが多い。

れいわ ねんど いばらきししやうがいしやそうだんしえんじぎょうじっせきほうこく 令和7年度茨木市障害者相談支援事業実績報告

れいわ ねんど 2 令和7年度 まとめ

- ① 地域での相談支援については、福祉サービス利用の有無にかかわらず、見守りや定期訪問、生活支援を行った。引きこもり支援、生活困窮他、家族を含めた支援のために、地域のコミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター、民生委員さんらと連携して、支援を行った。また、緊急の入院や入所が必要となった支援もあり、関係機関との受入れやサービスの調整を行った。
- ② 自立支援協議会においては、こども支援部会の座長として、障害のあるこどもとその家族が暮らしやすい地域作りのための課題に取り組んだ。特にいばらきっ子ファイルの周知、啓発に取り組んだ。

れいわ ねんど いばらきししやうがいしやそうだんしえんじぎょうけいかく 令和8年度茨木市障害者相談支援事業計画

れいわ ねんど ちから い 3 令和8年度 力を入れること

- ① 引き続き、地域の身近な相談の窓口として気軽に相談していただけるよう周知するとともに、地域の活動や会議に積極的に参加していく。
- ② 様々な課題を抱えた本人と家族を支援していくために、障害分野に関わらず、幅広い情報収集ができるように取り組み、研修に参加する。
- ③ 精神疾患があり、引きこもっている方の支援のため、地域の関係機関と連携していく。また、緊急を要する場合に備えて、定期的に訪問し、関係作りや福祉サービスの説明などを行っていく。
- ③ 自立支援協議会では、今年度は部会に属さないが、各部会の課題への取り組みに協力していく。

ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 あい・あい福祉会	ふくしかい 事業所名	じぎょうしょめい 相談支援センターあい・あい
---------------	--------------------------------	---------------	---------------------------

1 担当地域の特徴

- ① 安威・耳原・福井小学校区を担当。
- ② 地域住民の結束力も強く、顔の見える関係ができていところが多い。一方で、府営住宅は人の移り変わりも多く、新興住宅地も増えてきており、昔からその地域に住んでいる人と新しく転居してきた人との関りは濃くない。ただ、こども食堂やユースプラザ、子育てサロンなど集いの場も多く、子どもとその家族に対しての支援に積極的な地域でもある。
- ③ 近隣に大型スーパーや総合病院もあるが、一部地域では公共交通機関の本数が年々減少しており、駅方面への行き来は不便な面も見られる。
- ④ 障害福祉サービスの社会資源も少なく、利用できる事業所が限られることがある。

令和7年度茨木市障害者相談支援事業実績報告

2 令和7年度 まとめ

- ① 令和7年度4月より、北地区に地区保健福祉センターが開設された。利用者との面談の場として活用するだけでなく、就職や生活困窮など様々な課題のあるケースについて連携を図り、お互い役割分担・情報共有をしながら支援に当たるといった体制づくりをすることができた。また、普段活動する中で感じている課題を地区保健福祉センターの関係機関に伝え、共有する機会を持つことができた。
- ② 自立支援協議会では地域生活支援拠点プロジェクトチームの副座長を担当。茨木市としての地域生活支援拠点事業を進めるにあたってどんな課題があるか、参画機関と共に模索した。

令和8年度茨木市障害者相談支援事業計画

3 令和8年度 力を入れること

- ① 家庭全体に支援が必要なケースや高齢者や金銭問題など複合的な課題が必要なケースなど、これまで関係機関と連携・協力して支援に携わってきた。その中で支援方法や関わり方に対し悩むことも増えてきているため、専門職から助言をもらう機会を設け、相談員としての質の向上、より円滑に支援を行えるよう努めていく。
- ② 自立支援協議会では、今回部会などに事務局として参画することはないが、相談支援事業としてさまざまなケースに対応する中で地域にどんな課題があるか、地域の支援機関と連携しながら課題把握に努めていく。

ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人とよかわ福祉会	ふくしかい 事業所名	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所あゆむ
---------------	------------------------------	---------------	-----------------------------

1 担当地域の特徴

- ① 郡山・彩都西・豊川小学校区を担当。昔ながらの村落から新興住宅地まである。
- ② 圏域内には、大きな府営住宅と市営住宅があり、支援が必要な一人暮らしの精神障害者が比較的多い。豊川地区には障害者も入れる住宅型老人ホームの数が多い。
- ③ 公共交通機関は、彩都・豊川地区はモノレールと阪急バス、郡山地区は阪急バスの利用が主となる。圏域内では利用できるヘルパーなどの事業所が少ない。
- ④ 日常生活の買物等は、近くにスーパーがない所が多く不便。新郡山団地ではこの3月に、唯一あったスーパーマーケットが閉店し、移動スーパー「とくし丸」が販売する日を増やしている。

令和7年度茨木市障害者相談支援事業実績報告

2 令和7年度 まとめ

- ① 福祉サービスを使っていない障害者、計画相談になじめない障害者を中心に支援を行い、複合課題がある家族とは地域のコミュニティーソーシャルワーカー、地域包括支援センターの職員と連携して支援にあたった。初期のインテークからニーズをお聞きして計画相談を導入することに力を注いだ。ただ女性の相談員を希望される人がすぐに見つからない場合があり課題となった。
- ② 80-50問題を言われて久しいが、介護者の高齢化が一層進み、事前に知らない障害者が急に立ち行かなるケースがいくつかあった。地域生活支援拠点等の整備の重要性を感じるとともに、整備の協力をしていきたい。
- ③ 自立支援協議会では地域移行地域定着部会の副担当となり、主担当の事業所、部会メンバーと一緒に、長期入院、施設入所している方が地域に移り、住み続けるために必要な情報共有、社会資源の開発・改善に取り組んだ。

令和8年度茨木市障害者相談支援事業計画

3 令和8年度 力を入れること

- ① ヘルパーなどの事業所が少なく、市中心部からの派遣も難しい場合が多い地域であるが、隣接する市などの社会資源も活用しながら相談者のニーズに応えていく。
- ② 自立支援協議会では地域移行地域定着部会の主担当となり、従来の方針を引き継ぐとともに、特に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の構築に向けて多職種間の連携強化に努める。
- ③ 障害特性などを学ぶ研修に参加して、相談支援の専門職としての知識・技術を深めていく。

ほうじんめい 法人名	しゃかいふくし ほうじん あいの ふくし かい 社会福祉法人 藍野福祉会	じぎょうしょめい 事業所名	そうだん し えん あいの りょういく えん 相談支援センター 藍野療育園
---------------	---	------------------	--

1 担当地域の特徴

- ①太田・西河原小学校区を担当。国道171号線の北側の高槻市に隣接している。私立中学校・高等学校、大学が2校あり、昼間は学生が非常に多く、通学路においては、住人の通行に支障が出ている。
- ②新旧住宅地に、戸建てや大規模マンション、旧団地や文化住宅が混在している。古い住宅地は、世代交代が進み、子育て世代が増えている。昔ながらの住民の繋がりが強く、高齢者のサロンの開催や見守り等、共に支援する関係ができてきている地域もある。圏域内に、大規模な精神科病院がある。
- ③電車の駅まで徒歩可能な地域であり、バス路線もあるため、公共交通機関は比較的に利用しやすい。圏域内や近隣に大型商業施設をはじめ、スーパーマーケット、ファストフード店等複数の店舗と、総合病院や各科の個人医院等の病院が多数あるため、生活は便利な地域である。

令和7年度 茨木市障害者相談支援事業実績報告

2 令和7年度 まとめ

- ①今年度も生活環境や状況の変化等により、経済面や生活環境を整えるための相談が多くあり、サービスや年金受給、リワークプログラムを含む就労支援、アルコール依存症の家族への断酒会紹介など、フォーマル・インフォーマルの支援機関へと繋いだ。必要に応じてチームで連携し、生活環境を調整して、利用者の生活の質の向上と安定を目指した。
- ②地域活動は、セーフティネット会議やエリア連絡会、圏域連携会議に参加し、地域の支援機関と連携を深め、支援が必要な家庭の情報を共有し、協力して対応した。地域の支援者にグループホームの管理者を紹介し、入居している障害当事者と地域住民の関係構築に繋がった。「熱中症予防キャンペーン」や「健康フェスティバル」等の地域のイベントも幅広い参画機関と連携して実施し盛況であった。
- ③自立支援協議会においては、事務局として参画し、市と協力して運営を担い、地域生活拠点等 P T の座長を担当した。また、地域の活動の際に、自立支援協議会の周知に努めた。

令和8年度 茨木市障害者相談支援事業計画

3 令和8年度 力を入れること

- ①自立支援協議会事務局の一員として、市・関係機関と連携し、自立支援協議会の運営を担う。今年度は、地域移行・地域定着部会 P T の副座長として、座長、メンバーとともに課題に取り組む。
- ②定期的に開催されるセーフティネット会議等、地域の会議やイベントに参加し、地域の支援者との関係を深める。協力体制の強化を図り、地域に潜在しているさまざまな課題の解決に協働して取り組む。

ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじんしゅうこうふくしかい 社会福祉法人秀幸福社会	じぎょうしょめい 事業所名	そうだんしえん 相談支援センターひまわり
---------------	--------------------------------------	------------------	-------------------------

担当地域の特徴

- ① 三島・庄栄、東・白川小学校区を担当。市の東部に位置し、阪急・J R 総持寺駅周辺と、高槻市に隣接した地域である。
- ② U R 住宅や府営、市営住宅が立ち並び、古くからの地元の方が多い一方、平成30年に J R 総持寺駅が新設。近隣に大型マンションや新興住宅が建設され、新旧の住宅が入り交っている。
- ③ 入院可能な精神科の病院が圏域に立地、救急外来を有する高槻市の病院が隣接しているほか、内科、歯科なども多く点在している。
- ④ 日常生活の買い物の場として、大型スーパーマーケットをはじめ食料品を中心に扱うスーパーマーケットや薬局、コンビニエンスストアがあり、利便性は良い。白川小学校区は飲食店が多く落ち着いた住環境で、一戸建て住宅の増加に伴い子育て世代が増えている。しかし最寄駅からは距離があり、バスの本数も限られており、外出が困難な障害者や高齢者にとってはやや不便さを感じる面もある。

令和7年度茨木市障害者相談支援事業実績報告

2 令和7年度まとめ

本人支援だけでなく、家族支援も必要なケースが多く、障害福祉以外の領域の関係機関も含め、多機関連携を行いながら、丁寧な支援を心掛けた。地域のセーフティネット会議や連携会議に参加し、他事業所の支援者と顔の見える関係づくりを行うことで、よりよい支援体制づくりを行うことができた。虐待ケースなど困難ケースに関しては基幹相談支援センターとも連携し対応している。

自立支援協議会では相談支援部会の座長の任を担った。新たな地域課題の抽出には至らなかったが、事例検討や研修を行うことで、各相談員のスキルアップに繋げることができたと考える。

令和8年度茨木市障害者相談支援事業計画

3 令和8年度 力を入れること

- ① 相談に対しては、これまで同様利用者に寄り添い、個々の持つ力を活かし、本人主体で進めることを意識しながら支援を行う。必要に応じて適切な情報提供が行えるよう、制度理解、地域の社会資源理解を深める。
- ② 研修などに積極的に参加し、相談援助技術の向上に努める。
- ③ 自立支援協議会では副座長としてこども支援部会の運営に参画し、切れ目ない支援体制の構築に努める。

ほうじんめい 法人名	いりょうほうじん し はくかい 医療法人 紫博会	じぎょうしょめい 事業所名	そうだんし えん 相談支援センター「りあん」
---------------	-----------------------------	------------------	---------------------------

1 担当地域の特徴

- ①春日・郡・畑田小学校区と沢池・西小学校区の2地区を担当。J R 茨木駅の西側を中心に、済生会茨木病院、中央図書館、生涯学習センターきらめき、茨木インターチェンジ、松沢池、阪大病院などがある。これらの地域は住宅街が多く、ひとつの地域の中に、戸建て住宅、文化住宅、マンション、アパートなど様々な住宅が混在しており、経済格差が大きい。近年は、老朽化した文化住宅が取り壊され、新築住宅の他、高齢者向けの住宅施設も増えている。
- ②交通の利便性に差が大きく、地域によっては障害福祉サービスの資源が少なく、対応できる事業所が限られることがある。
- ③令和4年4月より、沢池多世代交流センター内に西保健福祉センターが開設。

令和7年度茨木市障害者相談支援事業実績報告

2 令和7年度 まとめ

- ①地域での取組として、福祉ボランティア団体と協働し、春日地区の公園で「ミニ秋まつり」を開催。灯ろう作りや、ライトアップを行った。事前に、地区内の就労継続支援B型事業所の利用者や当事業所の利用者に、灯ろう作りや手作り神輿の制作に協力してもらい、当日は参加できない方たちとのつながりも大事にした。当日は、近隣住人や放課後等デイサービスの子どもたち、関係機関の支援者の参加があり、小規模ながら、地域と障害のある方たちとのつながり作りに参画できた。
- ②個別支援では、障害福祉サービスにつながっていない利用者の外出のきっかけ作りや余暇支援の継続、セルフプラン利用者のサービス相談や情緒的安定のための相談支援、病識が乏しい、あるいは障害認定のないケースにおいても、医療とのつながりを調整するなどした。
- ③自立支援協議会では、こども支援部会の副座長として運営に参画した。事務局ワーキンググループにも参加し、ヘルパーサービスの斡旋にまつわる地域課題について、サービス提供事業所等への実態調査アンケートの内容検討に協力した。

令和8年度茨木市障害者相談支援事業計画

3 令和8年度 力を入れること

- ①障害福祉サービスにつながっていない利用者を中心に、外出のきっかけ作りや余暇支援の提供、電話や手紙なども含めた関わりを通じて、生活の幅が広がるよう支援する。
- ②自立支援協議会では、こども支援部会の座長として運営に参画し、切れ目のない支援体制をつくるために、支援者が活用できる連携ツールの作成に向けて取り組む。
- ③地域での活動については、地域のイベントを通じて、地域と障害のある方とのつながり作りに参画する。また、ゴミ拾い活動の継続、他機関との連携も引き続き意識して行う。

ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん けいとくかい 社会福祉法人 慶徳会	じぎょうしょめい 事業所名	けいとくかいしやう しゃそうだんしえん 慶徳会障がい者相談支援センター
---------------	----------------------------------	------------------	--

1 担当地域の特徴

- ① 春日丘・穂積小学校区(西地区)、玉島・葦原小学校区(南地区)を担当。
- ② 春日丘・穂積小学校区はJ R 茨木駅が近く利便性は良いが、地域のコミュニティが希薄になりがちで、支援が必要な方の発見、情報把握が難しい地域である。
- ③ 玉島・葦原小学校区は自然豊かな安威川や田園風景が広がる地域。近年は大型物流施設や大型商業施設などの整備が進められていることから子育て世帯の増加も見込まれ、市内の新たな販売の拠点として注目されている。一方で公共交通機関や医療機関が限られていることが課題。

令和7年度茨木市障害者相談支援事業実績報告

2 令和7年度 まとめ

- ① 玉島・葦原地区では、民生委員児童委員協議会から講師依頼があり、主に自立支援協議会について説明した。また、「地域のちから」アンケートをもとに葦原地区の地域住民の暮らしや、地域の特徴を学び、相談支援につなげることができた。
- ② 個別ケースの対応では、重層的支援が必要な方の支援方策検討会議に参加し、他機関と協力して支援を継続している。また、茨木市社会福祉協議会の権利擁護相談センターいばらきの意思決定支援に関わる会議に参加し、支援内容を検討した。就労のケースとしては茨木摂津障害者就業・生活支援センターを紹介し連携しながら、必要な時は同行し障害者雇用につなげることができた。
- ③ 自立支援協議会の相談支援部会副座長を担当。部会内で活発な議論が行うことができるよう、事例検討会では事例提供し、相談員のスキルアップにつなげた。

令和8年度茨木市障害者相談支援事業計画

3 令和8年度 力を入れること

- ① 春日丘・穂積小学校区では昨年度に続き、西保健福祉センター主催の健康・福祉イベント「ぶち博覧会」にて運営として参加し、市民、行政、福祉サービス事業所、民間企業等と交流を図り、市民や各団体に障がい理解に向けた啓発活動を行っていく。また、玉島地区では防災備蓄倉庫の見学会を予定しており、防災の知識を深めるとともに、民生委員や防災士などと交流を深めて有事に備えていく。
- ② 自立支援協議会では相談支援部会の座長を担当。事例検討を中心に、計画相談利用率の向上や地域課題の抽出につなげていく。

ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人	おおさかふしやうがいしゃふくしじぎょうだん 大阪府障害者福祉事業団	じぎょうしよめい 事業所名	そうだんしえん 相談支援センターリーベ
---------------	-----------------------	--------------------------------------	------------------	------------------------

1 担当地域の特徴

- ① 玉櫛・水尾、天王・東奈良小学校区を担当。阪急南茨木駅周辺で、摂津市とも隣接している地域である。古くからの地元の方が多く、公営住宅、マンション、新しい住宅が立ち並ぶ地域がある。世帯構成は、一人暮らし、子育て世帯、高齢者世帯と幅広い。買い物等は食料品を取り扱うスーパーマーケットが中心で、コンビニエンスストアも点在している。
- ② 医療機関は南茨木駅周辺に内科、小児科、その他診療科があり、駅から離れた住宅街の中にも医療機関が点在しているが、心療内科、精神科は少なく他の地域に通う人が多い。
- ③ 福祉サービス事業所が少ない地域であったが、ここ数年で就労継続支援B型事業所が増えている。

令和7年度茨木市障害者相談支援事業実績報告

2 令和7年度 まとめ

- ① 幼児のサービス利用から介護保険サービスへの移行まで幅広い相談があり、地区保健福祉センターで築いた他機関との連携も活かしながら、それぞれのニーズに寄り添った支援ができるように努めた。複合的な課題のある家庭については、重層的支援体制整備事業での取組を行い、障害への支援の視点だけでは解決できない問題について考えることができた。インフォーマルな資源へ繋ぐ機会も多く、相談員も個別支援の中で改めて地域の社会資源を知ることができた。
- ② 令和7年10月より新たに始まった就労選択支援事業の利用で関わるケースも増えている。
- ③ 自立支援協議会では、地域移行、地域定着部会の座長を担い、長期入院、入所している方が安心して暮らせる地域づくりについて多職種の参画機関と考え、取り組んだ。

令和8年度茨木市障害者相談支援事業計画

3 令和8年度 力を入れること

- ① 福祉サービスの利用についての相談、継続的なサポートを必要とされているケースが多いことから、計画相談支援事業所への繋ぎの役割を適切に行えるよう努める。複合的な課題を抱える家庭への支援については、今年度も地域の関係機関と連携の中で学びながら、相談員一人ひとりが知識や援助技術を高められるように取組む。市内外の研修にも積極的に参加する。
- ② 自立支援協議会では、相談支援部会の副座長として運営に参画し、地域課題の抽出や解決に向けた取組を行っていく。次年度は座長の順番となるため、今年度より部会での取組の中心となっていく事例検討について学ぶ。

^{れい わ ねん ど そうだん し えんたいおうけんすう} 令和7年度相談支援対応件数 ^{たいおうにんずう} (対応人数)			
^{しょうがいしゃそうだんし えん} 障害者相談支援センター	ゆうあい	あい・あい	あゆむ
^{たんとくしょうがっこう く} 担当小学校区 (エリア)	^{きよたに にんちやうじ やまてだい} 清溪・忍頂寺・山手台	^{あ い ふくい みのほら} 安威・福井・耳原	^{とよかわ こおりやま さいとにし} 豊川・郡山・彩都西
^{たんとくすう} エリア担当数	1	1	1
^{じつにんずう} 実人数	77	173	68
^{の けんすう} 延べ件数 ^{の にんずう} (延べ人数)	2,559 (96)	5,785 (200)	1,074 (80)
^{うちわけ} 内訳			
^{しんたいしょうがい} 身体障害	557 (13)	250 (20)	274 (13)
^{ちてきしょうがい} 知的障害	946 (30)	1,590 (55)	145 (17)
^{せいしんしょうがい} 精神障害	702 (36)	2,664 (64)	539 (40)
^{なんびやう} 難病	229 (3)	41 (4)	79 (2)
^{じゅうしょうしんしんしょうがい} 重症心身障害	64 (3)	80 (3)	10 (4)
^{はったつしょうがい} 発達障害	54 (8)	844 (37)	27 (4)
^{こうじのうきの うしょうがい} 高次脳機能障害	0 (0)	131 (3)	0 (0)
^た その他	7 (3)	185 (14)	0 (0)

※対応件数、対応人数共に障害種別の重複あり。

れい わ ねん ど そうだん し えんたいおうけんすう 令和7年度相談支援対応件数 たいおうにんずう (対応人数)			
しょうがいしゃそうだんしえん 障害者相談支援センター	あいのりよういくえん 藍野療育園	ひまわり	「りあん」
たんとしょうがっこう く 担当小学校区 (エリア)	おおだ にしがわら 太田・西河原	みしま しょうえい 三島・庄栄 ひがし しらかわ 東・白川	かすが こおり はたけだ 春日・郡・畑田 さわいけ にし 沢池・西
たんとそう エリア担当数	1	2	2
じつにんずう 実人数	67	224	148
の けんすう 延べ件数 の にんずう (延べ人数)	2,591 (91)	4,289 (268)	2,197 (198)
うちわけ 内訳			
しんたいしょうがい 身体障害	113 (7)	366 (33)	374 (21)
ちてきしょうがい 知的障害	740 (21)	1,075 (71)	449 (52)
せいしんしょうがい 精神障害	1,438 (39)	2,434 (115)	940 (92)
なんびょう 難病	7 (1)	13 (2)	190 (4)
じゅうしょうしんしんしょうがい 重症心身障害	16 (2)	101 (18)	9 (5)
はったつしょうがい 発達障害	251 (19)	285 (21)	191 (20)
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害	26 (2)	2 (1)	12 (1)
その他	0 (0)	13 (7)	32 (3)

※対応件数、対応人数共に障害種別の重複あり。

れい わ ねん ど そうだん し えん たい おう けん すう 令和7年度相談支援対応件数 たい おう にん ずう (対応人数)			
しょうがいしゃ そうだん し えん 障害者相談支援センター	ぽぽんがぽん	リーベ	けいとくかい 慶徳会
たん どう しょう がっ こう く 担当小学校区 (エリア)	いばらき ちゅうじょう 茨木・中条 おおいけ な か つ 大池・中津	たまくし みずお 玉櫛・水尾 てんのう ひがし な ら 天王・東奈良	か す が お か ほ づ み 春日丘・穂積 たましま あしはら 玉島・葦原
たん どう すう エリア担当数	2	2	2
じつ にん ずう 実人数	250	217	115
の けん すう 延べ件数 の にん ずう (延べ人数)	4,577 (319)	6,728 (279)	2,410 (139)
うちわけ 内訳			
しん たい しょう が い 身体障害	427 (39)	399 (34)	198 (18)
ち て き しょう が い 知的障害	1,279 (83)	2,061 (60)	783 (40)
せい しん しょう が い 精神障害	2,300 (153)	3,376 (132)	1,095 (54)
なんびょう 難病	162 (10)	126 (9)	6 (2)
じゅう しょう しん しん しょう が い 重症心身障害	141 (20)	76 (9)	76 (5)
はったつ しょう が い 発達障害	256 (6)	594 (24)	190 (12)
こう じ の う き の う しょう が い 高次脳機能障害	0 (0)	55 (3)	0 (0)
その他	12 (8)	41 (8)	62 (8)

※対応件数、対応人数共に障害種別の重複あり。

^{れい わ ねん ど そうだん し えんたいおうけんすう} 令和7年度相談支援対応件数 ^{たいおうにんずう} (対応人数)	
^{しょうがいしゃそうだんし えん} 障害者相談支援センター	^{い ば ら き し しょうがいしゃ} 茨木市障害者 ^{き か ん そうだんし えん} 基幹相談支援センター
^{たんとうしょうがっこう く} 担当小学校区 (エリア)	^{し ぜんいき} 市全域
^{たんとうすう} エリア担当数	
^{じつにんずう} 実人数	520
^{の けんすう} 延べ件数 ^{の にんずう} (延べ人数)	7,391 (651)
^{うちわけ} 内訳	
^{しんたいしょうがい} 身体障害	344 (38)
^{ち て き しょうがい} 知的障害	2,023 (135)
^{せいしんしょうがい} 精神障害	4,110 (373)
^{なんびょう} 難病	48 (5)
^{じゅうしょうしんしんしょうがい} 重症心身障害	276 (33)
^{はったつしょうがい} 発達障害	392 (26)
^{こうじのうきの うしょうがい} 高次脳機能障害	7 (2)
^た その他	191 (37)

※^{たいおうけんすう} 対応件数、^{たいおうにんずうとも} 対応人数共に^{しょうがいしゅべつ} 障害種別の^{ちようふく} 重複あり。

ぎだい
議題3

いばらきし しょうがいしゃそうだんし えんたいせいおよ
茨木市における障害者相談支援体制及び
そうだんし えんじっしじょうきょう
相談支援実施状況について

れいわ ねんど いばらき し しょうがいしゃ そうだんし えんじ ぎょう がいよう
(1) 令和7年度 茨木市障害者相談支援事業の概要に
ついて

れいわ ねんど いばらき し しょうがいしゃ き かんそうだんし えん じぎょう
(2) 令和7年度 茨木市障害者基幹相談支援センター事業
じっせきほうこく れいわ ねんど じ ぎょうけいかく
実績報告・令和8年度事業計画について

令和7年度茨木市障害者相談支援事業の概要について

I 令和7年度個別支援実績報告

(1) 個別支援の実績の概要

- ・件数算定方法: 電話、訪問等、1回の支援につき1件とカウントする。
- ・算定対象支援: 相談支援全般
(計画相談支援や地域移行支援など、障害福祉サービスの調整に関する支援は除く)
- ・対象 障害者相談支援センター(9か所)
基幹相談支援センター(1か所)

(2) 個別支援実績

○相談支援人数 単位: 人(%) 重複あり

※割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計して必ずしも100とはならない。以下、表中の割合については同様。

	令和6年度(実人数: 2,143人)				令和7年度(実人数 1,859人)			
	しゃ者	じ児	ふめい不明	けい わりあい計(割合)	しゃ者	じ児	ふめい不明	けい わりあい計(割合)
身体障害	307	23	26	356(13.2)	202	9	26	237(10.2)
知的障害	569	93	64	726(27.0)	413	98	55	566(24.3)
精神障害	1,082	39	145	1,266(47.1)	983	35	81	1,099(47.2)
難病	50	3	1	54(2.0)	35	5	2	42(1.8)
重症心身障害	50	5	1	56(2.1)	87	15	0	102(4.4)
発達障害	60	33	28	121(4.5)	86	52	40	178(7.7)
高次脳機能障害	15	0	2	17(0.6)	11	0	1	12(0.5)
ふめい不明	35	16	42	93(3.5)	37	10	43	90(3.9)
計	2,168	212	309	2,689(100.0)	1,854	224	248	2,326(100.0)

そうだしえんのべけんすう
○相談支援延件数

たんい けん パーセント ちょうふく
単位:件 (%) 重複あり

	れいわ ねんど 令和6年度				れいわ ねんど 令和7年度			
	しゃ 者	じ 児	ふめい 不明	けい わりあい 計(割合)	しゃ 者	じ 児	ふめい 不明	けい わりあい 計(割合)
しんたいしょうがい 身体 障害	5,092	535	348	5,975(13.4)	2,883	254	178	3,315(8.3)
ちてきしょうがい 知的 障害	8,582	1,478	1,470	11,530 (26.0)	8,676	1,700	745	11,121 (28.0)
せいしんしょうがい 精神 障害	20,127	935	1,440	22,502 (50.6)	17,947	589	1,063	19,599 (49.3)
なんびょう 難病	1,000	155	5	1,160(2.6)	666	213	22	901(2.3)
じゅうしょうしんしん 重症心身 しょうがい 障 害	354	39	1	394(0.9)	635	214	0	849(2.1)
はったつしょうがい 発達 障害	1,137	475	458	2,070(4.7)	1,814	701	643	3,158(8.0)
こうじのうきのう 高次脳機能 しょうがい 障 害	292	0	2	294(0.7)	232	0	1	233(0.6)
その他	151	57	294	502(1.1)	239	30	274	543(1.4)
けい 計	36,735 (82.7)	3,674 (8.3)	4,018 (9.0)	44,427 (100.0)	33,092 (83.3)	3,701 (9.2)	2,926 (7.4)	39,719 (100.0)

しえんほうほう
○支援方法

けんすう たんい けん
件数の単位:件 (%)

	れいわ ねんど 令和6年度		れいわ ねんど 令和7年度				れいわ ねんど 令和6年度		れいわ ねんど 令和7年度	
	けんすう 件数	わりあい 割合	けんすう 件数	わりあい 割合			けんすう 件数	わりあい 割合	けんすう 件数	わりあい 割合
でんわそうだん 電話相談	8,020	23.9	7,312	24.9	こべつしえん 個別支援 かいぎどう 会議等	対面	428	1.3	386	1.3
						WEB	—	—	90	0.3
れんらくちょうせい 連絡 調整	17,730	52.9	15,277	51.9	あつせんちょうせい 斡旋調整		—	—	2	0.01
らいしょそうだん 来所相談	811	2.4	653	2.2	メール		2,703	8.1	2,134	7.3
ほうもん 訪問	1,755	5.2	1,477	5.0	その他		1,484	4.4	1,529	5.2
どうこう 同行	597	1.8	543	1.8	けい 計		33,528	100.0	29,414	100.0
オンライン相談 そうだん	—	—	11	0.04						

しえんないよう
○支援内容

たんい けん パーセント
単位:件 (%)

	れいわ ねん ど 令和6年度		れいわ ねん ど 令和7年度	
	けんすう 件数	わりあい 割合	けんすう 件数	わりあい 割合
せいど サービス利用 制度・サービス利用	14,956	44.6	14,689	49.9
しょうがい びょうじょうり かい 障害・病状理解	1,502	4.5	662	2.3
けんこう いりよう 健康・医療	4,744	14.1	3,765	12.8
ふあんかいしょう じょうちよあんでい 不安解消・情緒安定	3,418	10.2	2,335	7.9
ほいく きょういく 保育・教育	386	1.2	393	1.3
かぞく にんげんかんけい 家族・人間関係	1,635	4.9	1,709	5.8
かけい けいざい 家計・経済	1,438	4.3	1,226	4.2
せいかつぎじゅつ 生活技術	1,995	6.0	2,108	7.2
しゅうろう 就労	466	1.4	339	1.2
しゃかいさんか よか 社会参加・余暇	189	0.6	199	0.7
けんりようご 権利擁護	146	0.4	234	0.8
ぎゃくたいたいおう 虐待対応	598	1.8	866	2.9
ちいきいこう 地域移行	92	0.3	22	0.1
その他	1,963	5.9	867	3.0
けい 計	33,528	100.0	29,414	100.0

れいわ ねん ど こべつ しえんじっせきぶんせき
＜令和7年度個別支援実績分析＞

ぜんねんど ひかく しえんじつにんずう そうしえんかいすう げんしょう よういん じ けいかく
前年度と比較して、支援実人数・総支援回数ともに減少している。要因としては、次ページの計画
そうだんしえんりようしゃ ぞうか しょうがいふくし りよう つな もの てきせつ けいかくそうだん
相談支援利用者が増加していることから、障害福祉サービスの利用に繋がった者が適切に計画相談
しえん ひき つ えいきょう おお かんが
支援に引き継がれていることの影響が大きいと考えられる。

2 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援の支給決定状況

(1) 計画相談支援、障害児相談支援

○実績(各年度3月31日現在 計画相談支援等支給決定者数)

※重複あり

	令和6年度		令和7年度	
	支給決定者数	うち計画相談支援 (18歳以上)、障害 児相談支援(18歳未 満)支給決定者数 (割合)	支給決定者数	うち計画相談支援 (18歳以上)、障害 児相談支援(18歳未 満)支給決定者数 (割合)
障害福祉サービス	2,644	1,068 (40.4%)	2,762	1,217 (44.1%)
障害児通所支援	2,167	293 (13.5%)	2,435	296 (12.2%)

【補助金制度について】

茨木市では、計画相談支援及び障害児相談支援の利用率が低いことが喫緊の課題となっている。

そのため、計画相談支援及び障害児相談支援の利用率の向上を図るため、平成28年度から新規のサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案を作成した指定相談支援事業所に対し、補助金制度を実施している。

また、令和3年度には、相談支援事業所の新規開設を促すため、新たな補助制度となる相談支援事業所開設等補助制度を創設した。その結果、令和7年度には補助制度を利用し、新たに1事業所が人員を増員した。相談支援専門員が増加したこと、障害福祉サービスの支給決定を担う障害福祉課においても、障害福祉サービス利用申請者に対し、積極的に相談支援専門員へあっせんを行っていることが、今回の計画相談支援利用率の増加に繋がったものと考えられる。

【障害児相談支援について】

障害児通所支援の支給決定を担う発達支援課においては、国の考え方に基づき、特に複数の事業所を併用する児童や、ケアニーズが高く、多機関連携で支援に当たる必要がある児童等に、相談支援専門員による状況に応じたコーディネートが行われるよう支援を進めている。障害児通所支援利用者が増加の一途をたどっていること、児童は18歳に到達した年度末で障害児相談支援の対象外になることもあり、利用率の向上にはつながりにくい状況にある。今後は保護者の利用ニーズを踏まえた利用率の向上に取り組む必要があると考えられる。

【令和8年度の方向性について】

委託相談にて対応しているサービス受給者を計画相談への移行を促進して役割分担を明確化し、相談支援体制の最適化を図る。

今後は、基幹相談支援センターにて委託相談の対象者の内、サービス受給者の数と理由について把握し、障害者相談支援センターに対し、必要な助言・指導を行う。また、次年度の報告において状況を示すことを検討している。

引き続き、計画相談支援及び障害児相談支援利用率向上に向けた取組を行っていく。

(2) 地域移行支援・地域定着支援

○実績(支給決定者数)

	令和6年度	令和7年度
地域移行支援	2	1
地域定着支援	0	0

令和7年度は、新たに1件の地域移行支援の利用があった。

引き続き、地域自立支援協議会等と協力しながら、地域移行支援等の制度等の周知を行っていく。

令和7年度茨木市障害者基幹相談支援センター事業実績報告

1 設置形態及び人員体制

- 障害者基幹相談支援センター(福祉総合相談課内)
管理職、一般職員
専門職 5人(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士
保健師等)

2 障害者虐待防止センター実績報告

障害者虐待防止センター業務について

(障害者虐待防止法第32条第2項から一部抜粋改編)

- 養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の通報または届出を受理。
- 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言。
- 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他啓発活動。

(1) 養護者による障害者虐待について

①相談・通報件数 60件61人(令和6年度46件46人)

相談・通報者	人数	相談・通報者	人数	相談・通報者	人数
本人	3	相談支援専門員	3	介護保険サービス事業従事者等	0
家族 親族	3	施設・事業所の職員	1		
近隣住民	0	虐待者自身	0		
民生委員	0	警察	43	その他	0
医療機関	3	当該市区町村 行政職員	5	不明 (匿名を含む)	0
教職員	0	成年後見人	0	合計	61

② 養護者による障害者虐待の事実確認調査の結果

	令和7年度
「虐待を受けた」または「受けたと思われた」と判断した事例	14
「虐待でない」と判断した事例	37
虐待の判断に至らなかった事例	9
調査を継続中	0
計	60

③ 虐待行為の累計（重複あり）

	身体的	性的	心理的	放棄・放置	経済的	計
件数	1	0	7	4	3	15

④ 被虐待障害者の性別

	男性	女性	計
人数	3	11	14

⑤ 被虐待障害者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害除く)	発達障害	難病等	その他	計
人数	2	5	2	3	0	2	14

⑥ 虐待者（養護者）について（重複あり）

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟 姉妹	祖父	祖母	その他	不明	計
人数	4	5	1	0	1	0	0	0	2	0	0	2	0	15

(2) 障害福祉施設従事者等による障害者虐待について

1. ①相談、通報、届出者（重複あり） 20件29人（令和6年度23件31人）

	本人	家族 親族	近隣 住民	民生 委員	医療 機関	相談 支援 機関	介護保険サ ービス事業 従事者等	警察	当該市 区町村 行政 職員	当該 施設	その他	計
人数	0	5	1	0	0	1	0	0	2	6	14	29

※その他内訳：他市行政職員 3、匿名 4、他施設職員 6、大阪労働局職員 1

②事実確認調査の結果

「虐待を受けた」または「受けたと思われた」と判断した事例	7
「虐待でない」と判断した事例	10
虐待の判断に至らなかった事例	1
調査を継続中	1
事実確認調査の必要がないと判断した事例	1
今後、事実確認調査を予定している事例	1
計	21

※昨年度の調査を継続中の1件を含む。

(3) 使用者による障害者虐待について

件数 5件（令和6年度3件）

5件は、市虐待防止センターには通報はなく、大阪労働局が対応し、情報提供を受けたケースであった。

(4) まとめ

養護者による虐待通報件数60件、障害福祉施設従事者等による虐待通報件数20件、

使用者による虐待通報件数5件、総通報件数は85件であった。

養護者による虐待について、警察からの通報件数が令和6年度に比べて10件以上増加している。また、発生要因としては「虐待者の介護疲れ」「虐待者が過去に虐待を行ったことがある」「虐待者が虐待と認識していない」が上位を占めていた。

障害福祉施設従事者等による虐待については、通報件数、虐待と判断した件数ともに減少している。

通報者数は、通報者が1つのケースにつき2人以上であることが多かったため、令和6

ねんど くら へんか
年度に比べてあまり変化はなかった。

ぎやくたい そうつうほうけんすう さくねん くら けんいじょうぞうか
虐待の総通報件数は、昨年と比べて10件以上増加している。

(5) 虐待対応について

「茨木市障害者虐待対応マニュアル」に沿って、障害者相談支援センターをはじめ、支援機関等と情報共有及び協議の上、虐待解消に向けて対応した。令和7年度に対応した全件の進捗管理を圏域ごとの障害者相談支援センター等と確認し、振り返りを行う場としてレビュー会議を年2回開催した。

(6) 広報その他啓発活動

茨木市障害者・高齢者虐待防止ネットワーク研修会を令和8年1月に開催した。茨木市障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会については、令和7年度は資料送付による情報共有形式にて実施。また、令和6年度に引き続き、令和7年度も、市民に障害者虐待についてより関心を持ってもらえるよう、市内を運行する公共バスに虐待防止の啓発を目的としたラッピングをおこない、相談・通報の協力を呼びかけた。

3 専門相談

大阪司法書士会に委託し、支援者を対象に専門相談会を開催した。令和7年度は6回の相談会の開催となった。日頃関わっている障害者の生活環境等での法律上の解釈や適切な支援方法についての悩みがあった際に、司法書士による専門的助言を受けた。

令和7年度は主に成年後見制度についての質問が多く見受けられた。

他にも、家賃の滞納や賃貸の名義について、借金の返済、隣人トラブル、権利擁護等について、専門家からアドバイスを受け、支援に役立てた。

4 障害者基幹相談支援センター主催研修

令和7年度は、基幹相談支援センター主催の研修を2回開催した。

本研修は、相談支援に携わって5年未満の初任者を受講対象とし、相談支援に対する基礎力の定着と、バーンアウト(燃え尽き症候群)を防ぐことを目的とし、継続して開催して

いる。また、経験年数が浅いからこそその悩みや課題などを共有し、参加者同士が交流することにも重点をおいて研修を実施している。

6月には「みんなで考えよう!相談支援～グループスーパービジョンを通して～サービス担当者会議」と題して、研修を行った。この研修では、実際にサービス担当者会議をロールプレイによって実践することで、相談支援事業所としての役割だけでなく、他機関の役割についても理解を深めることを目指した。参加者アンケートの回答からは「サービス担当者会議の流れや進行の仕方などが分かった」「サービス担当者会議の事前準備の必要性や意義などについて理解することができた」などの感想が寄せられた。

令和8年3月には「PCAGIPを用いた事例検討会～その悩み、みんなで考えたい～」と題して、すずね訪問看護リハビリテーションの方を講師として招き、研修を行った。この研修では、実際にPCAGIPを用いて、事例検討を行った。参加者のアンケート回答からは「事例の提供者と一緒に考える姿勢で参加することを理解した」「PCAGIPは、従来の事例検討よりも質問しやすく、メモを取らないことで内容に集中して話を聞くことができた」などの感想が寄せられた。

また、令和7年度も「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)」への取組として、地域の精神障害のある方の支援に従事する方を対象とした事例検討会や地域の支援機関を知ってもらうためにパネルディスカッションも行った。

さらに、令和7年度は、基幹相談支援センターと「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム事例検討会(にも会議)」との共同研修として、「どうすればよかったか?」の映画上映会を開催した。地域で精神障害のある方の支援に従事する方を対象に、映画上映会と意見交換会を行った。

5 総合的な取組

障害者基幹相談支援センターにおいて、相談員向けの研修の実施や新規開設した事業所へ事業所訪問を行い、相談員のスキルアップやフォローアップに積極的に取り組んだ。また、様々な相談機関から相談を受け後方支援を行うなど、相談支援の資質向上に取り組んだ。

また、令和7年度は地域生活支援拠点等について、ケアマネジメント研修会にて、周知のための説明会を行い、新たな対象者の把握に努めた。ケアマネジャーの方々に、担当している高齢者の方で、障害のあることと一緒に生活している世帯(介護する人がいなくなると在宅生活が難しいと思われる障害者が

たいしょう じょうほうていきょう もと
対象)の情報提供を求めた。

また、すでに把握している対象者についても、その記載内容に変化が生じてい
ないか定期的な確認を行っている。令和8年度も地域の相談支援体制の強化に向
け、引き続き相談支援力の向上と自立支援協議会の運営への関与を通じ各関係
機関等との連携の緊密化の促進を行い、ネットワークづくりに取り組む。

令和8年度茨木市障害者基幹相談支援センター事業計画

I 茨木市障害者基幹相談支援センター人員体制

障害者基幹相談支援センター(障害福祉課内)

管理職、一般職員

専門職5人(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、

保健師等)

2 業務

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

・茨木市障害福祉課内に設置し、各相談支援機関と連携のもと、障害者等やその家族の

相談に応じ、専門性を発揮しながら迅速な対応にあたる。

・身体障害者、知的障害者、精神障害者について、障害者の福祉に関する必要な情報の

提供や、障害者の相談に応じて、必要な調査を行い、本人や養護者に対して直接あるいは

間接的に助言や指導を行う。

・虐待防止センターとして、24時間365日電話と電子メールによる障害者虐待通報の

受理、対応を実施する等、関係機関との連携を強化しながら虐待防止及び早期発見に努め

る。

・障害者の権利擁護に関わる相談等に対応するため司法書士による法律相談を定例で

開催する。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

障害者の重層的な相談支援体制(3層構造)に沿って、障害者基幹相談支援センターの

役割や障害者相談支援センター、指定相談支援事業所との役割分担を明確にする。また、

地域における相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施や、障害者

き かん ぞうだん し えん しゅざい けんしゅ じっし じんざい いくせい おこな ぞうだん し えん たいせい きょうか
基幹相談支援センター主催研修を実施することで、人材育成を行い、相談支援体制の強化
と
に取り組む。

(3) じりつ し えん きょうぎ かい うん えい どう ち い き とりく み どう
自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組等

じりつ し えん きょうぎ かい うん えい かか つう かく かん けい き かん どう じ し や およ か ぞく
自立支援協議会の運営への関わりを通じて、各関係機関や、当事者及びその家族、
しょうが いしや どう ふく し いりよう きょうい く こよう どう かんれん ぎょうむ じゅうじ もの れんけい きんみつ か
障害者等の福祉、医療、教育、雇用等に関連する業務に従事する者などの連携の緊密化を
そくしん ぞうだん し えん ぶ かい さんかく ち い き か だい ちゅうしゅつ ちゅうりよく ち い き
促進する。また、相談支援部会に参画し、地域課題の抽出に注力することで、地域づくりに
こうけん
貢献する。

(4) ぞうだん し えん たいせい さいてき か
相談支援体制の最適化

いたく ぞうだん たいおう しょうが いしや けいかく ぞうだん
委託相談にて対応している、サービスにつながっている障害者については、計画相談へのあ
ちようせい そくしん ほんらい ぎょうむ りゅうりよく かんきよう とどの ひつよう ひと けいかく てき
っせん調整を促進し、本来の業務に注力できる環境を整えとともに、必要な人が計画的か
けいぞくてき ぞうだん し えん う
つ継続的な相談支援を受けられるようにする。

ぞうだん し えん ぶ かい じれい けんどう こうちく ぞうだん し えん せんもんいん ししつ こうじよう
また、相談支援部会において、事例検討のスキームの構築により相談支援専門員の資質向上
はか こべつ じれい ち い き か だい ちゅうしゅつ ほんきょうぎかい とりくみ たいせい こうちく
を図り、かつ個別事例から地域課題を抽出し、本協議会の取組につなげられる体制構築を
めざ
目指す。

ぎだい
議題4

かしょう しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかくさくてい
(仮称) 障害福祉計画・障害児福祉計画策定

かか いけんとうしんけんとういいんかい
に係る意見答申検討委員会について

（仮称）障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る意見答申検討委員会

記入者所属：障害福祉課・発達支援課

がいよう 概要について	しょうがいふくしけいかく（※1）・しょうがいじふくしけいかく（※2）の策定について、しょうがいしゃそうごうしえんほう（※3）及び児童福祉法（※4）に「計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」と規定されていることから、計画の策定に関して項目を絞り、自立支援協議会から意見聴取を行います。
いけんちょうしゅ 意見聴取したい内容	そうだんしえんたいせい さいへん Ⅰ 相談支援体制の再編について (概要) ほんし けいかくそうだん りようりつ ふない とく ひく じょうきょう りようりつ 本市においては計画相談の利用率が府内でも特に低い状況から、利用率の こうじょう せい か もくひょう かか かいぜん と く 向上を成果目標に掲げ、改善に取り組んできました。 じ き けいかくさくてい お くに 次期計画策定に向け、国から「のぞまないセルフプラン（※5）の解消」が達成する べき目標として示され、希望する障害者・児に対し、更なる計画相談・障害児 そうだんしえん い か けいかくそうだんとう ていきようたいせい こうちく もと 相談支援（以下「計画相談等」）の提供体制の構築が求められています。 げんじょう ほんらいけいかくそうだんとう おこな しえん いたくそうだん おこな じょうきょう 現状の本来計画相談等で行うべき支援を委託相談が行っている状況を かいぜん いたくそうだんじぎょうしよ げんじょう しょ けんいき せっち 改善したうえで、委託相談事業所を現状の9か所から圏域ごとの設置とするな ど、人材・財源等のリソースを計画相談等に配分し、日常的な支援を要する障 がいしゃ じ てきせつ しえん う そうだん しえんたいせい さいへん はか 害者・児が適切な支援を受けられる相談支援体制への再編を図ります。 いけんちょうしゅ ないよう (意見聴取したい内容) こんご いたくそうだんしえん にな ぎょうむはんい やくわり かた ① 今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について けいかくそうだんなど た かんけいきかん れんけい えんかつ すす かだい ② 計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題 ほうさく や方策について かいしやう む かだい ほうさく ③ のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について そうだん しえんせんもんいん しつ こうじょうおよ ふたんけいげん ぼうしとう ④ 相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト（※6）防止等のフォロー たいせい かた 一体制のあり方について

2 適正なサービス提供基盤の整備について(就労継続支援B型、共同生活
援助、児童発達支援、放課後等デイサービス)

(概要)

就労継続支援や共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスについて、国においては、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在するなど、利用者ニーズへの対応状況の地域差について、課題と捉えており、障害者総合支援法に基づく、「意見申出制度(※7)」及び、いわゆる「総量規制制度(※8)」の活用により、特定のサービス種別について、供給が一定の需要量を超える場合は事業所指定に条件を設けることや、指定を行わないことを強く勧めています。

本市においては、とりわけ就労継続支援B型(※9)で供給が需要を超える状況にあるなど、平均工賃の伸び悩みの要因等になっているほか、既に総量規制を行っている大阪市等の動向により影響を受ける恐れが予想されること、また、共同生活援助(※10)においては、事業所数は増加しているものの、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されるほか、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複等、障害特性や障害の程度によっては入居先が見つかりにくいなどの課題があります。

児童発達支援・放課後等デイサービスにおいては、利用者数と連動し、事業所数も増加傾向が続いており、供給が需要を若干上回る状況ではあるが、今後の見込量の設定によっては、供給と需要の乖離が大きくなる可能性があります。

本市としては、上記の状況を踏まえ、総量規制、意見申出制度の活用を想定しており、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴取するものです。

(意見聴取したい内容)

- ①就労継続支援B型について、サービスの質を確保・向上させるための取組や事業所の新規指定を制限した場合、本市における影響等について

	きょうどうせいかつえんじょ しつ かくほ こうじょう とりくみ ②共同生活援助について、サービスの質を確保・向上させるための取組 じぎょうしょ しん きして い きょうどうこうどうしょうがい じょうたい もの しんたいしょうがい 事業所の新規指定にあたって、強度行動障害の状態にある者や身体障害と ほか しょうがい ちょうふく しょうがいしゃとう う い いってわりあい おこな じょうけん 他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件と した場合、本市における影響等について じどうはったつしえんおよ ほう か ごとう しつ かくほ こう ③児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、サービスの質を確保・向 じょう とりくみ じぎょうしょ しん きして い いりょうてき じ きょうど 上させるための取組や事業所の新規指定にあたって、医療的ケア児、強度 こうどうしょうがい じょうたい じどう じゅうどしんしんしょうがいじ う い 行動障害の状態にある児童または重度心身障害児のいずれかの受け入れを いってわりあい おこな じょうけん ばあい ほんし えいきょうとう 一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響等について
いけんちょうしゅ 意見聴取ま なが での流れ	ていれいかい かくきかん いけん だ ふ いけんとうしんけんとう 定例会で各機関から意見を出してもらい、それらを踏まえ意見答申検討 いいんかい いけん ふ よ かいちょう しょうにん へ し とうしん そうてい 委員会の意見を付与したものを、会長の承認を経て市へ答申することを想定。 こうせいきかん たよう いけん そうてい じむきよく 構成機関ごとに多様な意見がでてくることが想定されるため、事務局として どうしゅし いけん いってい せいり は、同趣旨の意見を取りまとめるなど一定の整理にとどめる。 だい かいぜんたいかい いけんとうしんけんとういんかい せっちとう はか ①(7/16)第1回全体会で意見答申検討委員会の設置等について諮る。 ぜんたいかいしゅうりょうご ていれいかいこうせいきかん たい じぜん いけんしょうかい ②(7/16～24)全体会終了後、定例会構成機関に対して事前に意見照会 ていれいかい いけんしょうかい けっか いけんこうかん ③(7/30)定例会で意見照会の結果をもとに意見交換 いけんとうしんけんとういんかい かいさい ていれいかい いけん ふ いけんこうかん ④(8/17)意見答申検討委員会の開催(定例会意見を踏まえ意見交換) がつ し とうしん ⑤(9月)市へ答申 よてい へんこう ばあい ※予定が変更になる場合があります。
いけんとうしん 意見答申 けんとういんかい 検討委員会 のメンバー	じりつしえんきょうぎかい かいちょう しめい い か めい 自立支援協議会会長の指名により以下の7名とする。 ざちょう か とう かいちょう がくしきけいけんしゃ 座長…加藤会長(学識経験者) いいん いしはらいいん しみんいん もりかわいん しょうがいかんけいだんたい だいひょうしゃ つじいん 委員…石原委員(市民委員)、森川委員(障害関係団体の代表者)、辻委員 しょうがいしゃ まさもりいん きょういく ろうどうかんけいしゃ やまぐちいん そうだんしえん じぎょうしゃ やまもと (障害者)、政森委員(教育・労働関係者)、山口委員(相談支援事業者)、山本 いいん しょうがいふくし ていきょうじぎょうしゃ 委員(障害福祉サービス提供事業者)

ようご 用語	せつめい 説明
※1 障害福祉計画 しょうがいふくしけいかく	障害者が地域で安心して暮らせるように、市がサービスの見込み量や目標を定める計画です。 この計画をもとに、必要なサービスを増やしたり、支援の充実を進めたりします。
※2 障害児福祉計画 しょうがいじふくしけいかく	障害児が必要な支援を受けながら成長できるように、市がサービスの必要量や目標を決める計画です。 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援について定めています。
※3 障害者総合支援法 しょうがいしやそうごうしえんぽう	障害のある人が地域で安心して生活できるように、必要な福祉サービスや支援について定めている法律です。 ホームヘルプや就労支援、グループホームなどのサービスのしくみが定められています。
※4 児童福祉法 じどうふくしぽう	こどもが健やかに育ち、安心して生活できるように、必要な支援について定めている法律です。 障害のあるこどもが利用する児童発達支援や放課後等デイサービスのしくみも、この法律で定められています。
※5 のぞまないセルフプラン	サービス等利用計画等を相談支援専門員と一緒に作りたいて思っても、相談支援専門員が不足しているなどの理由により、本人や家族が計画を作成している状態のことです。 本人が希望してセルフプランを選んでいる場合とは区別されます。
※6 バーンアウト	仕事や活動などを長く頑張り続けた結果、心や体が疲れ切ったり、意欲がなくなったり、活動を続けることが難しくなったりする状態のことです。「燃え尽き症候群」と呼ばれることもあります。
※7 意見申出制度 いけんもうしでせいど	市が作成した障害福祉計画等と大きく異なる事業所指定が行われる場合に、市が都道府県へ意見を伝えることができる制度です。地域に必要なサービスがバランスよく整備されることを目的としています。
※8 総量規制制度 そうりょうきせいせいど	障害福祉サービス事業所等が増えすぎてサービスの供給が計画で定める見込み量を大きく上回るおそれがある場合に、都道府県等が新しい事業所の指定を制限できる制度です。地域に必要なサービスが適切に整備されることを目的としています。

※9 就労継続支援B型	企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となつた障害者や就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結び付かなかつた障害者が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。
※10 共同生活援助	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを行います。

た
その他